

法律學士山崎惠純著

帝國憲法詳義全

京都 斯馨館發行

法律學士山崎惠純著

帝國憲法詳義全

京都 斯馨館發行

帝國憲法解義自叙

嗚呼我力厭聖文武大仁至徳ナル 天皇陛下ハ  
今茲ニ明治二十二年二月十一日ノ佳辰ヲトサ  
セ玉ヒ百官群臣ヲ宮城ニ召シ集ヘテ親ラ空前  
曠後ノ大典タル帝國憲法公布ノ盛式ヲソ舉ケ  
サセ玉ヒタリ於是乎余ハ一般同胞ト與俱ニ手  
ノ舞ヒ足ノ踏ムヲ覺ヘス誠ニ欣喜慶賀ニ勝ヘ  
サルナリ然リト雖モ余ノ欣喜慶賀ニ勝ヘサル  
ヤ惟憲法ハ權利ノ根軸ニシテ幸福ノ源泉タリ  
立憲ニ非レハ其國ヲ富強ニシ其民ヲ文明ニス

ル能ハサルカ故ナルノミニアラス抑々余ノ窃  
ニ喜慶ニ勝ヘサル者猶他ニ一アリ何ソヤ曰ク  
余燕々泰西ノ政史ヲ按スルニ凡ソ何レノ國ニ  
於テモ其初メテ憲法ヲ設クルヤ大概皆ナ君民  
相争ヒ上下相戰ツノ餘ニ在ルナリ之ヲ換言セ  
ハ憲法ハ君主ノ意ヲ以テ人民ニ與ヘタルニ非  
ラスシテ人民カ馬上劍戟ヲ以テ之ヲ取リタリ  
ト云フノ情勢ナリ而シテ顧ミテ我國ヲ觀レハ  
國體ノ固ヨリ彼レト大ニ相同シカラサルモノ  
アルニ由ルトハ云ヘ未タ曾テ人民カ政府ニ迫

マリテ憲法ヲ得ント欲シタルコトハ之レ有ラサ  
ルナリ上之ヲ授クルノ時ヲ思ヒ下之ヲ受クル  
ノ穢ヲ迎へ終始正道ニ據リ和氣仁雲ノ霏々タ  
ル中ニ之レカ授受ヲ了ハリ而シテ國家ハ彌益  
昌榮ニ赴クノ景象ヲ呈セリ是レ豈最モ慶賀ス  
ヘク最モ欣喜スヘキノコトナラスヤ  
今ヤ政府ハ憲法ヲ制定シテ之ヲ天下ニ發布ス  
ルノ職分ヲ全クセラレタリ是レヨリシテ之ヲ  
運用スルハ政府ニ在ラスシテ我々人民ノ義務  
ニ在リ我々ハ之レニ則リテ忠愛ノ至情ヲ揮

シ進ムテハ以テ 聖天子ノ勅旨ニ答ヘ退キテ  
ハ以テ立憲帝政ノ民タルニ耻ル莫カラシクナ  
期セスンハアラサルナリ而シテ此重大ナル義  
務ニ當ラントスル其用意固ヨリ一ニシテ足ラ  
スト雖モ憲法ノ原理真意ヲ探究センハ用意ノ  
最モ急ナル者ニ非ルナキヲ得ンヤ是レ余ノ淺  
學ヲ顧ミスシテ爰ニ此書ヲ著シ以テ聊カ世ノ  
有志者ト共ニ之ヲ講究スルノ端ヲ發カント欲  
スル所以ナリ

明治二十二年二月

法律學士

山崎惠純識

四

### 帝國憲法解義凡例

一本書ノ目的ハ憲法ノ高尚深遠ナル粹理ヲ討尋スルニハアラスシテ  
專ラ我カ新定憲法ノ各條ノ意義ヲ解釋シ以テ讀者ヲシテ普通ノ理  
解ヲ得セシムルヲ主旨トセリ故ニ名ケテ憲法解義ト云フ  
一余ハ文章ノ技ニ嫻ハサルカ上ニ法文ノ釋義ハ了解ノ易キヲ先トス  
ルカ故ニ此書ノ章句ハ婉麗遒勁ナルニ注意セスシテ尋常平坦解シ  
易キヲ務メタリ  
一本書解義ノ體裁ヲ畧言センニ初メニ法條ヲ掲ケテ其字句ノ意義ヲ  
誤ルノ恐アリト思ハ、先ツ「字義」ト記シテ其意義ヲ説キ次ニ法  
條ノ精神ヲ概述スルニハ「條旨」ノ符號ヲ置キ次ニ意見アル所ハ  
「餘論」ト記シ終ニ各國ノ憲法ト比較對照ヲ爲ス所ハ「參觀」ト  
記シ且ツ英國ノ憲法ハ英憲ト云ヒ佛國ノ憲法ハ佛憲ト云フカ如ク

凡例

一

畧字ヲ用ヒテ比較スヘキ法文ヲ援引スヘシ  
一余ノ本書ヲ著ハスヤ自叙ノ末ニモ云ヘル如ク唯々有志者ト共ニ帝  
國憲法ヲ講究スルノ端ヲ發クト云フニ過キス讀者必ス此書ニ満足  
セスシテ深遠ナル憲法ノ原理ヲ討尋センコト他日ニ期セスンハア  
ラス

明治二十二年二月

著者 識

○帝國憲法解義

緒言

法律學士 山崎惠純著

憲法とは何をや曰く憲法の何物たるやを知らんとなれば先づ須らく  
憲法は法律中よて何の位地に在るやを辨すへし蓋し法律を大別せ  
は岐れて二種と爲る一を公法と謂ひ二を私法と稱す私法とは人々各  
己間の關係を規定するの法律なり民法商法訴訟法は即ち人々各己間  
の關係を規定するの法律なり故に此等の法律は私法なり公法とは政  
府と他の政府との關係又ハ政府と人民との關係を規定するの法律な  
り而して其政府と他の政府との關係を規定するは外公法と名くる所  
のものにして萬國公法又は國際法と云へるものは即ち外公法なり其  
政府と人民との關係を規定するは内公法と稱する所のものにして刑

緒言

一

法○行政○法○及○以○憲○法○は○即○ち○内○公○法○な○り

去○は○憲○法○は○内○公○法○の○一○に○し○て○政○府○と○そ○の○國○の○人○民○の○間○の○關○係○を○規○定○す○る○の○法○律○た○る○や○知○る○へ○き○な○り○一○層○精○密○に○之○を○云○ひ○、○憲○法○と○は○一○の○内○公○法○に○し○て○政○府○か○人○民○に○對○し○て○有○し○及○ひ○人○民○か○政○府○に○對○し○て○有○す○る○所○の○權○利○義○務○に○關○す○る○法○規○な○り○と○す○其○他○尙○學○者○の○間○に○は○種○々○の○說○あ○り○て○或○は○憲○法○と○は○國○家○の○大○權○の○成○立○及○ひ○移○轉○政○治○並○に○社○會○の○基○礎○た○る○へ○き○公○權○の○諸○原○則○の○確○立○に○關○す○る○規○則○な○り○と○云○ひ○或○は○主○權○の○分○配○及○ひ○使○用○に○關○す○る○諸○般○の○法○規○な○り○と○云○ひ○猶○他○の○定○義○あ○き○と○も○今○之○と○詳○悉○す○る○の○要○用○あ○り○さ○る○を○以○て○暫○く○省○畧○に○從○ふ○へ○し

憲○法○は○國○家○の○根○本○法○な○り○何○を○以○て○爾○か○云○ふ○や○曰○く○憲○法○あ○り○て○初○め○て○立○法○行○法○の○大○權○も○其○區○域○判○然○と○し○て○相○分○を○儼○然○と○し○て○相○獨○立○す○へ○く○君○權○民○權○の○分○限○も○明○白○に○し○て○君○主○と○雖○も○敢○て○專○恣○な○る○能○え○ず○人○民○も

亦○た○守○持○す○る○所○あ○き○は○な○り○憲○法○は○社○會○の○基○礎○な○り○何○を○以○て○爾○か○云○ふ○や○曰○く○憲○法○の○設○け○あ○き○の○則○ち○政○府○も○鞏○固○に○し○て○人○民○も○安○全○な○る○を○得○へ○け○き○の○な○り

憲○法○と○行○政○法○と○を○混○同○す○へ○か○ふ○す○政○府○と○人○民○の○間○の○關○係○を○規○定○す○る○の○点○に○至○り○て○は○行○政○法○も○憲○法○も○同○一○な○り○と○云○ふ○を○得○へ○き○も○其○性○質○に○於○て○彼○此○大○に○相○同○し○か○ら○す○則○ち○憲○法○は○行○政○法○の○擔○保○な○り○又○憲○法○は○本○法○に○し○て○行○政○法○は○施○行○細○則○た○る○の○關○係○あ○り○之○を○樹○木○に○喩○へ○ん○か○憲○法○は○根○幹○に○し○て○行○政○法○は○枝○葉○た○る○か○如○き○な○り○此○を○以○て○も○憲○法○は○國○家○の○根○本○法○た○り○社○會○の○基○礎○た○る○と○を○觀○る○へ○き○な○り○又○此○の○如○き○關○係○あ○る○よ○り○し○て○憲○法○は○法○律○に○あ○ら○ず○と○云○へ○る○說○も○起○る○に○至○き○り

憲○法○は○國○家○の○根○本○法○た○り○而○し○て○國○家○の○組○織○性○質○は○何○き○の○所○に○於○て○も○同○一○な○る○を○得○す○然○れ○は○則○ち○我○帝○國○憲○法○は○我○日○本○固○有○の○國○體○慣○習○を○基

礎。も。し。支。柱。も。し。而。し。て。歐。洲。各。立。憲。國。の。法。章。歴。史。を。參。酌。の。材。料。と。し。て。建。築。し。た。る。建。家。の。如。き。も。の。な。る。へ。く。又。然。ら。さ。る。へ。か。ら。さ。る。の。道。理。な。る。と。を。知。了。せ。す。ん。は。あ。ら。さ。る。な。り。

憲法を講究せんと欲する者は凡て權利と云へるものには幾若の種類あるやを豫しめ知るの要用あり蓋し權利を大別すきは三種あり一を公權と云ふ坐臥進退の自由宗教信仰の自由思想を吐露するの自由の如きは公權と云ふ所のものにして天然の理に於て一但し社會の秩序の爲め之を制限するとあり一人々固有の權なり故に又之を自然權とも名く二を民法上の權と稱す此權は人の天然に有するにはあらずして法律上の或る所爲に依りて初めて生し來るものなり例へば金錢を他に貸し與へたるに依りて初めて債主權と生するか如し三と參政の權と呼へり此權は公法の與ふる所なり而して又人の天然に有するも

のにはあらずさきとも彼の天然に有する公權を保護するものなり例へば代議士を撰舉し又は代議士に撰舉せらるゝの權の如し其を然り而して憲法の規定に於て最も重しとする所のものは即ち公權と參政權にあるとに深く注意せざるへからざるなり  
國會は上院下院と云へる如く二院とすへきや將た唯一の議院とすへきやは從來憲法上に於て得失の議論の喧しき大問題なり議員撰舉は財産知識の上に制限すへきや或は一般普及と爲すへきやは亦學士論客の間に利害の討究の劇しき憲法の大問題なり國家を統理する所の主權は何ぞの處に存在するや君主一人の掌握ありや又は人民一般ありやは亦憲法に關する重大の論題なり而して我帝國憲法は此等大問題をは如何に決せしやは是を讀者の宜しく清明なる眼眸を本法の條文及び註釋を注視せへき所なり



○憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕  
 カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ  
 此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス  
 惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ  
 我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナ  
 ル祖宗ノ威徳ト茲ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公  
 ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ賡シタルナリ朕  
 我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想  
 シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同  
 シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永

久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ獨クシ此ノ負擔ヲ分クニ  
堪フルコトヲ疑ハサルナリ

### ○大日本帝國憲法

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕ガ親愛ス  
ル所ノ臣民ハ即チ朕ガ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ  
臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達  
セシメシムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ  
進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十四日  
ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕ガ率由スル所ヲ示  
シ朕ガ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循

行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕ガ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳  
フル所ナリ朕及朕ガ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ  
之ヲ行フ事ヲ愆ラサルヘシ朕ハ我カ臣民ノ權利及財產  
ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内  
ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス  
帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ  
時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ  
將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜  
チ見ルニ至ラハ朕及朕ガ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ  
之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ

之ヲ議決スルノ外朕ガ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試  
ミルコトヲ得サルヘシ  
朕ガ在廷ノ大臣ハ朕ガ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ  
任スヘク朕ガ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠  
ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

### 御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵 黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵 伊藤博文
- 外務大臣 伯爵 大隈重信
- 海軍大臣 伯爵 西郷從道

農商務大臣 伯爵 井上馨  
 司法大臣 伯爵 山田顯義  
 大藏大臣 兼 伯爵 松方正義  
 内務大臣  
 陸軍大臣 伯爵 大山巖  
 文部大臣 子爵 森有禮  
 遞信大臣 子爵 榎本武揚

上文は我至仁至徳なる 天皇陛下の敕詔おして聖旨の在る所は白  
 日の如く其を明かなきは我々臣民の分お於ては惟恐懼再拜して之  
 を奉戴奉遵するの外ありざるなり然きども謹むて本法と講究する  
 よ當りて讀者お一二の注意を爲すは敢て不敬の罪を犯すおはあり  
 ざるへし

一 敕詔の文中ハ「國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ」云々と宣へり其所謂大權とは即ち國家の最上權たる主權を指すものなり余輩は我大日本帝國の主權は開國の初しめより今日に至るまで又今日より幾百世の將來も亘りても終始天子の有させ玉ふ所なるを疑はざる者なきとも學者の主權論を開けば或は主權は人民一體に在りと云ひ或は人民一體を代表する所の議院に在りと或は或は君主一人の掌裡に在りと云ひ衆論紛紜たるを以て彼我の國體國情を辨識し論理の正邪を判別するの腦力乏しき輩は我帝國に於ても主權は人民一體の上にあるへしと妄想する者なきもあらざるか如し然るも今や此詔勅あるに接し日本を統治するの大本たる日本の主權は千歳萬世常々獨り天皇の掌握し玉へるものなることを確定したるは余輩が國家の爲めは欣喜するの一事なり

二 詔勅又「將來若シ此憲法ノ或ル條章ヲ改定スル必要ナル時宜シ見ルニ至ラハ朕及ヒ朕カ系統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ取り之ヲ議會ニ附シ」云々と宣へり夫を憲法は國家の根本法にして治國の大本なきは萬必要の場合もあらざるは容易く之を變更すへきものもあらざるや論を竝たす然るも又萬代不朽一條一句も決して動かさへからすと云ふを得ず時勢の變通を計し不得止の必要に應じて之を改正せらるゝ事あらん然るも其改正の發議權は復た唯天子の有させ玉ふ所にして臣民に屬せず 聖天子の親々制定し玉ひしなる欽定憲法の性質に於て固より宜しく然るべきなり何となきは若し臣民をして之を改正と請求するの權を有せしめば是を即ち間接に君權に出るの所爲を非難攻撃するものにして君臣の道に於て非法なるか故なり但し天子獨り憲法改正の發議權を有し玉ふ

も之を改正し玉ふは必ずす議會の議決を要し玉ふか故に臣民は決して君權の過重を憂ふるとなきを知るなり

三 恭しく詔勅の全體を按ずるに一方に於ては萬世一系の帝位の尊嚴を保持し玉はんとし又一方に於ては我々臣民の權利を貴重し玉はんとし二者の双行併進を欲して慮慮を惱ませ玉ひし程を伺ひ奉りぬ憲法の本文七章七十六條を通讀するも亦然りとす蓋し我建國の體に於て第一に帝位の尊嚴を保護するにあらずんば則ち國安民福と扶持増進すべからずと雖ども復た君權を偏重せば則ち民利を抑壓するの患あるを以て彼此の偏輕偏重なからんとを冀ひ玉ひしなり嗚呼聖旨の深遠なる其此の如し我々臣民として誰か君恩のあり難きに感涙を流さざる者あらんや讀者先づ深く此事を心に銘して而して后に初めて我帝國憲法を讀むべし

## 大日本帝國憲法

### 第一章 天皇

本章は十七の箇條を以て成立ち天皇の位地權域等を制定せられたるなり日本の天皇は日本の最上權たる主權を握持し玉へる君主なきは憲法の首章に於て其位地權域を定められたるは体裁順序に於て固より至當なりと云ふべし

#### 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

〔字義〕 一系の系はつ、く又はつなくと云ふの意にして萬世一系とは神代は暫く、措き神武天皇始めて大日本國を統一して帝位に立ち玉ひしより數千年の久しき間一筋の系の如くに續きたる帝統と云ふの義なり天皇は天子の尊稱なり

〔條旨〕 本條は國家統治の大權の在る所を確定せられたるもの

なり即ち我大日本帝國を統治するの大權は萬世一筋の糸の如くに  
連綿として繼續せる神武天皇の帝統を履み玉へる天子に屬すへき  
ものにして幾百世の後に至るも主權は人民に移るへきものにあら  
ざる義と定めたるなり

〔餘論〕 本條は大日本帝國の特有なる特性を顯はし萬國殊絶の  
國體を示したるものにして詔勅に「國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖  
宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ」とあるに相照應するの一大  
法條なり余輩備々宇内萬國の史乘を按ずるに國の政體は多くは立  
君にあきとも其君主なる者は或は叛群の勳功と威望とに由り人民  
に推選せらるる者或は兵馬の間より自ら王位を纂奪したる者なり  
此の如きは未だ以て一國の君主として尊戴するに足らざるなり此  
の如き帝王は未だ國家の隆昌と人民の慶福とを永遠に鞏固にする

に足らざるなり王位を争ふか爲めに戰亂相尋きて人民を塗炭の苦  
に陥らしむるもの各國比々皆な是也是を其君主として尊戴するに  
足らず又國家の隆昌と人民の慶福とを永遠に鞏固にするに足らざ  
るの適證なり然るに我國は大に之を異なり我國の帝業は國を  
建るに先ちて之を創め國を建るの後にして之を百世に傳へ億兆の  
臣民は惟天地と與に無極に之を尊戴せんとを希ふの外あるを知ら  
ざるなり神武天皇即位以來二千五百有餘年大日本の國家の基礎は  
磐石の如く其を堅く臣民の幸福は泰山の如く其を高かりしも亦た  
帝位の萬世一系なるに因らずんばあらざるなり然るは則ち將來何  
程に世運か進み何程に人智か開けて何程の理由あるも歴史の道理  
に於て天下の輿望よ於て大日本帝國を統治するの大權は一日片時  
も決して 天皇の掌握より離るへからざるなり此に由りて觀れば

本條は實に帝國の地盤なりと云ふへし

〔參觀〕 普憲第四十五條以下荷憲第五十三條以下

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

〔字義〕 典と範とは何きものりど訓す典範とは猶規則と云ふか如し故に皇室典範とは皇室の内規にして民家にて之と例へは一己人の家法又は家憲と云ふに異なるなし

〔條旨〕 本條は皇位の傳讓繼承を定めたるものなり前條に於て大日本帝國は萬世一系の天皇の統治し玉ふ所なるを示さきたり然るは天皇の御相續法は如何なるものぞとの問あるへし本條は即ち之をに答へて皇位は別に設けある所の皇室典範と云へる皇室内の成規に依りて天子の男性の御子孫か代々相繼相承し玉ふものとせ

しなり蓋し皇位は帝國の最重最尊の地位にして國家の命脈と相關せり然るは其繼承の法を嚴格にせざるは甚太た緊要なり故に本條の設けあるなり

〔餘論〕 皇位を繼承し玉ふは皇男子孫なりと限らきたるを以て皇女は皇位に即き玉ふと能とさるは勿論ならん抑我史書を考るに推古持統元明の各帝以下皇女の天位に即き玉ひし古例は敢て稀なるにあらず外國に於ても現に英國等の如きは女皇を奉戴せり然るとも廣く古今各國の典例を察するに女にして帝王の位を繼くは非常例外として其常則本例は男性の即位にあるか如し我憲法に於ては即ち此本則に従ひしなり蓋し治亂得失の跡を鑑るも一國の君主は男帝男王にあらずは可ならざるものあるなり  
普魯西伊太利等の憲法は男統世襲にして荷蘭憲法の如きは男統の

子孫全く欠る時は女王と立るとを許せり

〔參觀〕 普憲第五十三條、伊憲第二條、荷憲第十四條、同第十五條

### 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

〔字義〕 天皇は其威徳の高きと神の如く聖の如くにして決して

侵すを得ざるあり言を換へて云は、天皇の尊体は之を侵すを得ず何となれば天皇は神聖なり神聖の徳を備へ玉ふか故に他より侵さる、か如き事を爲し玉とされはなりと云ふの意なり

〔條旨〕 本條は言簡單なれども其意無量なり其要領を説るべからず先づ侵すべからずと云へるは刑法上の刑罰を及ぼす能とさるは更ふ論なく其他何等の法律上の責任と雖とも之を負ひ玉とすと云ふの義なりと知るへし而して神聖にして侵すべからずとは天皇は神聖の徳を具へ玉へり故に侵し奉るを得ずと云はんよりは寧ろ

天皇ハ法律の上ニ於て人ニあらずして神聖なり惟其れ神聖なるを以て人の如く罪惡を犯し玉ふとなく道義を紊り玉ふとなければ天皇ハ固より侵され玉ふべき理なし故に侵すと得ずと解するを以て本條の觀想憲法の精神と得たりと云ふへし

〔餘論〕 言すも畏こけれと亦言さての止みかたし論者若し 武烈帝の事の美ならざるを援きて本條を論するとあは是れ未だ本條を解せざるものなり夫れ天皇ハ神聖なり何を以て神聖なるか是れ國家の主權者なきのなり主權者は國家の最高の地位に在りて之れと匹敵する者あるなし匹敵するものなきか故に之を侵して責任を負はしむる者あるの理なし若し苟も之を侵し得へしとせば是れ主權者ハあらざるなり臣にして君を侵し子にして父を侵せば是れ君父にあらざるなり父を無みするハ一家の大事なり君を無みする



の一國の大變なり是を以て普魯西、荷蘭、陀伊、太利、西班牙等の立君國の憲法に於ても皆な國王は神聖にして侵すべからずと定めり何ぞ況んや萬國に冠絶の國情なる我大日本帝國の憲法に於てをや

〔參觀〕 普憲第四十三條、荷憲第五十三條、伊憲第四條、西憲第四十二條

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

〔字義〕 元首は二字ともよかしと訓す統治のすべおさむるの義なり攬はとるの意なり統治權を總攬すとは立法行政の大權の本を締め括ると云ふの義なり

〔條旨〕 本條の之を三段に分ちて見るべし即ち(一)天皇ハ國の元首なり(二)天皇は統治權を總攬す(三)天皇は此の憲法の

條規に依り統治權を行ふ是れあり之を合して云ひ、天皇は第一條に示したる如く大日本帝國の主權者にして之と人身に喩ふれば頭首の如し而して自ら立法行政の大權を括り握りて之を行ひ玉ふへし然きとも之を行ひ玉ふは唯、叡慮の欲するまゝにて少しも規律のあらせ玉とすと云ふはあらず臣民の信を得せしめん爲めに大權を行ふより矢張此の憲法の條規即ち第五條以下の法規に依り遵ふへしとの義なり此末段の意は詔敕に「朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ」と宣ひたるに照應し且つ本法第三十七條と連絡せり

〔餘論〕 余輩ハ此憲法を繕きては一字一句も輕々お讀過する能とさるか中にも本條の末文なる「此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」の一句には殊に注意を深くせすはあぶさるなり何となれば此一句

は即ち立憲君主國と獨裁君主國とを分別するの界標とありて立憲君主國の真相と表彰するものなれりなり夫れ君主あるの國に於ては君主の權なかるへからず然れども其之を行ふや獨裁の國に於ては一人の意を以て即斷專行し立憲政体に於ては憲法に依りて人民の翼賛を待つ是れ二者の間に差異を生ずるの根本なり

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ

〔條旨〕 本條ハ天皇の統治し玉ふ大權の一なる立法權を行ひ玉ふとを規定したるものなり即ち立法權を行ひ玉ふには此の憲法の第三章に依り帝國議會の協力賛成を得ると要させらるへく御一人にて專行せられざるを原則とす

〔餘論〕 法を立るは國家の大業なり國家の利害安危は立法權の下に伏せり擅制政体の人民か參政の權を熱望して血と流し骨を暴

すも是れか爲めちすや今や我憲法は本條を以て我立法權の一部を帝國議會に分與せられたり英人言へらく英國の國會ハ三元素より成立つ國王貴族院及び代議院是れなりと余輩又今より誇揚して云はんとす曰く大日本帝國の立法權は三元素に屬す 天皇貴族院及び衆議院是れなりと

余輩ハ茲に大權分立の一言せん大權とい何ぞ大權を分立するに二種の説あり一は之を分ちて立法行政司法の三權とし二は之を分ちて立法行政の二權とするに在り三權論者は曰く司法も亦一の大權にして其性質より云ふも立法行政の二大權と並ひて獨立すべきものなき大權の宜しく之を分ちて三とすへしと二權論者は曰く行政と云ひ司法と云ひ共に法を行ふの權あるを以て立法權に相對する時の則ち唯此一の行政權なるものと故に國家の大權ハ立法行

法の二者に分つを至當かりとすと余輩は今日の多數の學者と共に二權説を採り大權分立といふ國家の大權ハ立法行法の二者に分きて互に相獨立して相侵すへかゝさるの謂ありと答ふる者なり然も司法即ち裁判の事は他の行法と大に相同しからずして別に獨立をすべきの要理あるを以て司法の獨立を欲するの念ハ敢て三權論者に譲らざるへし但し此を以て是を立法權と相對する分權にあらずして行法權中の支分なり

立憲君主國の憲法に於て立法の權は國王と國會とに屬するを常則とするに反して行政の權ハ君主一人の手中にあるを定例とす我憲法の制定も亦然りとす是を抑も何の故そや政治上の格言に曰く立法は數人の責任たるへく施政ハ一人の負擔たるへしと蓋し法と立るの業は利害の關する所甚大なるを以て最も之を丁寧周密し

數多の經緯知識を以て組成せる集合體に於て之と議定するの必要ありとも行政即ち立法部に於て議定したるとと施行するは之と反して一人の負擔たるを責しとす何となきハ行政は果斷勇行を要し且つ責任の歸する所明かならざるへからざるものなるに擔任者衆多なきの間々議論の間に澁滞を生ずるのみならず其責任も互に他に推諉して自ら遠ざんとし畢竟策の得たる者にあらずはあり是を君主國の憲法に於て立法の業は君主と國會との協贊を必須としたるとも行政は君主の特權にありとしたる所以なり

〔參觀〕 普憲第四十五條以下荷憲第五十四條同第六十九條伊憲第五條以下等

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其公布及執行ヲ命ス

〔條旨〕 本條は天皇に(一)法律と裁可するの權(二)法律を

公布するの權（三）法律の執行を命ずるの權あるとを示せるなり  
 而して裁可公布及執行共に大概同時に行ひ玉ふを例とすれとも執  
 行は前二者と相伴はさるとあるへし例之は本法と同日に發せしむ  
 たる議院法の詔勅には「裁可し……公布せしめ……施行すへきことを  
 命ず……」の語あれとも同日に發布せられたる會計法の勅詔に於て  
 は「裁可し……公布せしむ」の語のみにて施行の命なきが如し是を  
 其法文中に施行の期日を定めあるが故なり或は又施行の期を延引  
 せらるゝ場合あり是亦本法と同日に發布せられたる貴族院令の如  
 し  
 法律の公布は唯公布のみにて公布せしむは直に法律の効力を生ずる  
 にあらず執行の命令又は定期に依りて初めて其効力を生ずるもの  
 あるとを知らざるべからず

裁可公布執行は行法權に屬して其端緒なり前條に於て天皇は立法  
 の大權を有し帝國議會の協贊を以て法律の討議を得玉ひたるに依  
 り今や本條に於て行法の大權を有させ玉ひて討議を経たる法律實  
 施の業を委し玉ふあり  
 「餘論」 前條及び第三十七條を以て凡そ法律を設けらるゝは  
 必ず帝國議會の議決を経るを要する旨と定められたり而して其帝  
 國議會の議決したるとは天皇必らず之を裁可し玉ふさるへらさ  
 るゝと問はんは若し本條に裁可の語ありて不裁可の文あらずるに  
 拘着し然り必らず裁可し玉ふへきの定規ありと答ふれば是れ大か  
 る誤なり裁可の權は亦裁可せざるを得るの意義をも含有するは更  
 に疑を容れざるなり然れば天皇は至公至仁なるを以て實際に於て  
 は帝國議會の議決は大抵之を貴重し嘉納し玉ひて裁可公布し玉ふ

ものなるへけれども本法の正面に於ては之を拒否し玉ふともあるへし是れ天皇は國の元首にして統治權を有させ玉ふの義に於て固より當然の事なり然りと雖ども是の事たる國の安寧隆昌の上に於て甚た望むへらざるなり而して是の甚た望むへらざることを醸生すると否とは亦大に議會の徳義如何に相關せり

天皇は帝國議會の議決を裁可し玉ふとざる時の其議決如何に關せず法律を公布施行し玉ふとあるると云ひんに法律の必らず帝國議會の協賛を経るの本則あるを以て帝國議會の議決せざる法律を公布施行し玉ふとあらざるなり本法にも其明文あるとなし現行の府縣會規則等に依きは府縣知事は内務大臣の認可を経きは府縣會の議決に反して原按を施行するの職權を有するものなり然るに本法に於て天皇の斯かる權を有させ玉ふとざるは是を法律は大事なり國民

の意向を代表するなる議會の決定に反するの法律と布かきんは不可なるか故なり是亦慮の深遠なるを感肝すへきの一事にあそ

〔參觀〕 英憲權利法典第一條普憲第四十五條荷憲第五十四條同第六十九條白憲第六十九條伊憲第七條西憲第四十三條同四十四條

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

〔條旨〕 本條以下第十七條に至るの各條は皆な天皇の行政權を指示せよとたるなり而して本條は帝國議會に對して有させざる、行政の權限を定めたるものにて天皇は(一)時日を定めて帝國議會の議員を召し集へ玉ふへし(二)帝國議會の開會を命し玉ふへし(三)帝國議會の閉會を命し玉ふへし(四)帝國議會の停會を命し玉ふへし(五)衆議院の解散を命し玉ふへしとのとなり其召

集開閉停會解散の事總へて本法第三章の各條に依りて行せしむるは更に言を待たざるへし

〔餘論〕 衆議院の解散を命せらるゝとあるは第三章の第四十五條にも掲げらるたり而して茲に講究すべきは解散を衆議院に限りて貴族院に及ぼさざるの理由如何と云ふとなり普魯西荷蘭白耳義等の憲法に於ては國王は兩院を同時に又は兩院の内一院のみを解散するを得へしと定め伊太利西班牙等の憲法に據るは國王は代議院のみを解散するの權ありと載せたり我帝國憲法は即ち此後段の例に入るものなり抑も是を何の故ぞや他なし議院組織の性質より來れるなり試に伊西等の元老院を組織する者を檢するに其議員たるは最高等の官吏及び大貴族等なり我貴族院令の第一條を見るに貴族院を組織するは皇族有爵の貴族及び勅任せしむる者の三種

族にして皇族及び公侯爵の貴族は其位地に於て當然貴族院の議員たるの權利義務を有し其勅任せらるる者の如きは終身議員なりとす貴族院の組織たる其を此の如し然るは固より解散せしむべき性質のものにあらず假りに之を解散せしむとせんか更に之を組織するに何等の議員と以てせんとするか其議員たるべきものなし議員なくんば議會は成立する能はず是を我憲法等に於て貴族院解散の條項なき所以なり且つ夫を議院を解散するは其議員中何程かの人員より不穩當の所爲ありて不法の言論を爲す場合にありべきなりとも貴族院は前列の議員より成立するものなきは國安に關する程の粗暴過激なる言行を爲すの恐れ甚之をあらざるへし然るは貴族院は之を解散する能はず且つ其要用もあらざるなり但し彼の普魯白等の國憲に於て上院をも解散するを得へしとせしは此等の國の

上院は納税の多額なる人民を議員として組織せるものよして之か解散を行へば更に新議員を召集すべく且つ解散するの要用も生すへきを以てなり然きは則ち其解散を爲すも否々さるも共に皆な議院の性質組織より來れるなり

〔參觀〕 普憲第五十一條荷憲第七十條白憲第七十一條伊憲第九條西憲第二十六條

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其災厄ヲ避クル爲ニ緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス  
此勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若シ議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

〔條旨〕 本條前段は天皇は左の二個の場合に於ては臨時獨裁を以て法律の代用を爲すの効力ある勅令を發布し玉ふの權あるとを定む

- 一 公共の安全を保持せん爲む默過し難き至急の必要に由り法律と設けんとするも帝國議會の閉會中なる事例之は政府と對して陰謀を企る者多人數あるを以て臨時保安條例と設くるか如し
- 二 公共の災厄を避けん爲む暫時も猶豫し難き必要に由り法律を設けんとするも帝國議會の閉會中なる事例之は國內の大旱か洪水に罹りて秋收を失ひたる爲に米價頓よ飛騰し人民飢餓に迫ふんとするを以て米を外國に輸出すると禁ずるの令を布くか如し

此の如きは非常の場合あり故に第五條の常則に例外として事變に處するの法を設けたるなり  
 右の勅令は一時不得已の處分法なりと雖とも正式を履踐したる法律にあつざると以て永く之を法律の効を有せしめんには本法の常則も立ち反りて立法の正式に従ふべきに非ざるべからず本條の後段は即ち其場合の規定として勅令を發して后ち帝國議會の開會に至るは直に其勅令を議題として之を法律と爲すべきや否やを議會に問ひ議會に於て之を可決せば正に眞個の法律となるへべきと若し之を法律とせると承認せざる時は將來其勅令は法律の効力なきこと公布して取消すの順序なり

〔餘論〕 本條の前段は第五條及第三十七條の法律は帝國議會の協賛を経るを要せざる原則の例外と云ひたるとも是を眞の例外と云ふべからざるか如し何となきは右の場合に於ては天皇は議會の協賛を要せず法律を制定し玉ふべしと云ふはあつて正式に依りて法律と立るまで假りに法律に代るの勅令を發すと云ふに止まり而して次期の帝國議會に於て其定例の手續に依りて愈々之を法律とすべきや否やを會議せしめて其可否する所に従ふと云ふの制なきはなり之を要するは法律は何等の場合と雖とも必ず帝國議會の議決を俟たざるべからざるとして非常に處するの法なくは變通を知らざるの憂あるとも又一方より觀るは非常に處するの變例を設けて常則に反へるの道なくは常則も亦其用と爲さるべしと云ふは殊に爰に注目したるものあり故に常例變例共に行きて中正を得たりと云ふべし

〔參觀〕 普憲第六十三條等



第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

〔條旨〕 本條も亦天皇の行政權に關するとして天皇は第一に法律を執行する爲に命令を發し玉ふへし凡そ法律を公布し玉ふ時は同時に又は相隔てたる時に於て其執行を命令し玉ふは常の事なるか如し第二に公共の安寧秩序を保持し及び臣民の幸福を増進する爲に必要な命令を發し玉ふへし此種の命令は甚多しして枚舉するに遑わらざるなり尤も右二種の命令は天皇親ク發し玉ひ又は國務大臣をして發せしめ玉ふへし但し法律を執行する爲に發し玉ふ所の命令は殊に重大なるを以て實際に於ては親ク之を發し玉

ふを常例とし第二種の命令は事の輕重に依り國務大臣をして發せしめらるゝものと思考せらる

法律の變更を爲さんとせば又他の法律を以てせざるへかゝす而して命令は法律にあらす法律は命令の上にあり故に命令にして法律は抵牾せるとなくんは可なきとも法律を變更するとは之と許さず然るは若し法律を變更すへき命令を發せらるゝとあまひ其効力なかるへきなり而して公安公寧の爲に法律を變更するの緊急の必要ある場合も於ては前條に依遵せらるゝとを知るへし

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其條項ニ依ル

〔條旨〕 本條は天皇の大權を行ひ玉ふ所の機關なる政府部内に

對する天皇の行政權と示すものなり天皇は(一)内閣諸省諸府縣等の行政各部の官制を定め(二)文武百官の俸給を定め玉ふへし又(三)文武百官を登任し又は罷免し玉ふへし但し此の憲法の第五十四條以下第五十八條に於て國務大臣樞密顧問及び裁判官の職務權限に就きて規定せられざるか如き又は他の法律に於て官制若くは官吏の任免に關して特別に規則あるものは總へて其餘規も依るものとして天皇之を動し玉ふとなしとの義なり

〔餘論〕 本條に掲ぐる所の事項は何れの立憲君主國に於ても皆な君王の特權と定めあるべきは此に疑を容るゝ者は無かるへし蓋し官制の百官群僚の職務權限を規定するに在るの政務の重大事たるの勿論なきとも畢竟是れ官廳の内規にして尋常の法律との其性質を異にするを以て天皇行政の大權を以て之を定め玉ふの至當なり

り又文武百官の天皇の行法權に屬隸する所の事務員たるに外ならざるの性質なきは親ら其俸給を定め親ら之を任免し玉ふは是亦至當あり而して固より議會に問せざるべき事柄にあらずるのみならず此等の事とも議會を提出せし其弊害は迥に其利益の上にあるへし

〔參觀〕 獨憲第十八條普憲第四十五條同第四十七條荷憲第五十八條同第六十一條白憲第六十五條同六十六條

### 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

〔字義〕 帥はひきゆと訓す引き隨かへるの義あり

〔條旨〕 本條より第十四條までは兵政の事を定む而して爰に先づ天皇の軍國の長官たり即ち陸海軍の諸兵諸官を統へ帥ひ玉ふの大權を有せしむるを示したるなり

〔餘論〕 天皇の行政の長官より而して軍政は行政の一部分たり然るに天皇の兵事の首長たるは論理に照して當然なり故に立君國の憲法に於ては何れも皆な國君を以て陸海軍の元帥とせざるはなきあり況んや我國に於ては兵權を 天子の總攬し玉ふと否とは直に國運の盛衰に大關係を有するに於てをや此事たる少く我歴史を讀みたる者の明悉する所なくん夫を 神武天皇天下を統一して敵傍の山を開き樞原の宮に位に即き帝業を立て玉ひしを初めとして上古の兵事の權みな帝室に在り征伐の事天子より出て則ち王命を順とざる者なきに天子之を元帥たり是と以て皇化隆にして四海泰平億兆其處を得たりしか中世に及びて王綱紐を解き君權漸く弛み兵馬の權は功臣の掌る所となりて將帥の任殊に輕く朝廷の威日々に衰へ天下の大勢一變して兵馬の世の中とはあり果てたり而

して爾來物換りり星移りて明治の維新に及び玉綱復ひ舉り兵權も聖天子の掌に回へりて終に今日の昌運を會せり然るは將來世勢何程の開進を致すも兵權の儼然皇位に固着して寸時も相離れざるを希はざるへけんや知るへし本條の相關する所の大ききを

〔參觀〕 普憲第四十六條荷憲第五十八條白憲第六十八條

### 第十一條 天皇ハ陸海軍ノ編成及常備兵額ヲ定ム

〔條旨〕 本條は前條の效果なり前條に於て天皇は陸海軍の長官たることを定めたり既に其長官たるに兵士の組立方又ハ常備兵の人員等と定むるの權を有し玉ふは無論なり又一方より觀るは陸海軍の編制並に常備兵額を定むる等の事は一般の官制と一類の性質なきは第十條の天皇は行政各部の官制を定め玉ふとあるの適用なりと云ふも敢て不可なると無けん

〔餘論〕 兵馬の權は天皇にあるを以て兵馬に關する事は悉く皆な天皇の獨裁なりと思ふへからず兵馬に關するると雖も國民一般の權利義務と消長する所の法律に本法第五條の原則に従ひ帝國議會の協賛を要し玉ふは更に云ふを嫉たざるなり例之へは徵兵令の如きは純然たる法律なり故に天皇は徵兵令を發すとはあらず

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締

結ス

〔條旨〕 本條は外國へ對する天皇の行政權を擧げられたるなり即ち天皇は(一)外國へ對して戰爭を公告し(二)交戰國と和解と爲し(三)外國と通商貿易其他の條約を結ひ玉ふへしの意なり〔餘論〕 宣戰、媾和及び締約の事は外に對するの行政事務にして以て君權を表彰する所なれば之を君主の特權とせんは當さる宜し

く然るへきなり是を以て立君國の憲法には大概皆な此の君權を明記せざるはなし況んや我國の憲法に於てをや

〔參觀〕 獨憲第十一條、普憲第四十八條、和憲第五十六條、同第五十七條、白憲第六十八條、伊憲第五條

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

〔字義〕 嚴は戒と同じく共にいましむと訓す戒嚴は内地にて戰亂の將さに起らんとし又は起らんとするの恐あるに當り其の戒しめ用意を爲すを云ふ

〔條旨〕 本條の戒嚴は前條の宣戰と相對せり天皇の内地に於て戰爭内亂の起らんとして相當の兵備を爲さるへからざるお際せは其兵備を爲さしむるの戒嚴を宣告するの權と有し玉ふへし尤も

戒嚴の要件即ち戒嚴は如何なる事情ありの宣告するを得るか又戒嚴を宣告せは如何なる効力を實際に有するかは別に法律にて之を定め置き天皇は其れに照して此の權を行ひ敢て擅に戒嚴と宣告し玉ふとはなかるへしとの事なり

其法律とは今日の所にては明治十五年八月五日發布第三十六号布告の戒嚴令を指すものなるへし但し同令第四條以下に據れば戒嚴は場合に依り其事變の起りたる地の司令官が宣告するの職權を有する者なきとも今此の憲法に於て戒嚴と宣告するを天皇の特權と定めて別に例外なき以上は右の司令官の職權の條は自ら消滅したるものと云とさるへからず然る時は事變の時機切迫して通信の路も斷絶し司令官より上奏するの道なき場合よ於ては今后如何なる處置あるべきものなるか姑く疑を存する此の如し

### 第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

〔條旨〕 本條は天皇は臣民と榮し之を賞するの權を有し玉ふとを定めし者にて(一)公侯伯子男の爵(二)八位より一位に至る正從の位階(三)八等より一等に至るの勳章其他(四)養老の典の如き榮譽を授け恵み玉ふへしとのとなり

〔餘論〕 夫れ賞罰は君主の大權なり有徳有能を貴重にするに爵位と以てし勳勞功績を尊榮にするに勳章等の典を以てして而して初めて王道上に彰らかにして民徳下に顯これ従ふて智愚勤惰貴賤貧富の差等も分れて人文も進み社會も繁盛に赴くものなり然れば天皇にして本條の如く爵位勳章等の方法を以て臣民を榮賞するの權を有し玉ひ臣下をして帝室を仰きて榮譽の源泉なり富貴の門戸なりとの想念あらしめらるゝは政治上に於ても亦大に必要ありと

云はさるへけんや

〔參觀〕 普憲第五十條荷憲第六十三條同第六十四條西憲第四十五條

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

〔條旨〕 本條は罪囚に對して天皇の特恩と施すの權を示せるなり即ち天皇は(一)此の憲法の發布と同日に勅令第十貳號を以て特命し玉ひし如く國事犯又は他の特別事件の犯罪を一般に免し玉ふへき大赦を或は(二)一般に免さるゝにあらさきとも何誰と人を限りて罪を恕し玉ふ所の特赦を或は(三)或る囚人の服罪せる刑の輕減を或は(四)刑法第六十三條に依り公權を剝奪せられたる者か主刑の終りたる日より五年を経過すきは受け得るものなる公權の回復を命するの權を有し玉ふなり是れ亦臣民として天

恩聖徳の深高なるを知らしむるの要件なり

罪人の刑に服するは是を裁判の効力なり裁判の効力は何人も之を動すを得へかす然るに天皇は本條に依り大赦特赦等を行ひ此の裁判の効力を消滅せしむるの大權と有し玉ふなり蓋し裁判を経て罪人を罰する元と是を天皇の權を以てせしなり然れば今又天皇の權を以て罪人を赦免し若くは減刑するも敢て道理に反れる事にはあらざるなり

〔餘論〕 天皇は大赦及特赦を命し玉ふとあるは余輩の疾く知る所なきとも刑を減し玉ふとあるは本條を讀みて始めて知れる所なり是に於て世人或は奇怪の思を爲せとも殊に異とするに足らざるなり何となき刑の全部を赦すの權あれ其一部を恕するの權あるへき理に於て當然なり且つ伊太利白耳義葡萄牙等の憲法に於

ても國王の特權中に減刑の目あるに於てをや

〔參照〕 白憲第七十三條伊憲第八條備憲第七十四條第七項

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

〔字義〕 攝はすぶると訓す總へ理るの義あり攝政とい政事の總理代人と云ふか細くなるへし

〔條旨〕 前條にて天皇の有させ玉ふ大權の規定を終りたるか時の事情に依り或は天皇に代りて統治の大權を行ひ玉ふ所の攝政の職を置き玉ふとあるへし然る時の其要件手續等の皇室典範に載せたる規則に従ふものなり尤も攝政は天皇の御代理なるか故に其立法行法の大權を行ふは總へて天皇の御名代の資格に由る筋なりとの事なり

〔餘論〕 皇室典範の頃日新聞紙の世上お公あしたる所なり余輩

此よりて左の二問題も答ふるを得たり

第一問 何なる時は攝政職を置かる、り、皇室典範第十九條も曰

く「天皇未タ成年ニ達セサル時ハ攝政ヲ置ク天皇久シキニ涉ルノ故障ニ依リ大政ヲ親ラスルコト能ハサル時ハ皇族會議及ヒ樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク」と然るは攝政は二の場合も之を置かる、ものと知る（第一）天皇未タ丁年ニ達し玉ひさる時（第二）天皇久しきお渉る疾病等の故障ありて政務を親裁し玉ふと能ひさる時但し第一の場合に於ては必ず攝政を置かれではかなはさる義なきとも第二の場合お於ては果して之を置かるへきや否やハ皇族會議及ヒ樞密顧問會議お依りて定めらるへし  
第二問 何人か攝政に任せらるへきか 皇室典範第二十條お曰く

「攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス」と又其第  
 二十一條ニ曰ク「皇太子皇太孫アラサルカ又ハ未タ成年ニ達セ  
 サル時ハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス第一親王及王第二皇后第三  
 皇太后第四太皇太后第五内親王及女王」と然キハ攝政の任ハ最  
 も適當なるは丁年<sup>○</sup>の皇太子か又ハ皇太孫なりとす然キとも或ハ  
 不幸ニシテ皇太子皇太孫共ニましまさず或ハましまさずも未タ成  
 年ニ達シ玉ハざる時ハ如何おせんかと云ふハ此場合ハ於ても攝  
 政ハ是非不可欠の職なるを以テ第一親王及王以下の順序を以テ  
 之れに任せらるゝとの定めなり

本法第二條に於テ皇位を繼承シ玉ふハ男性の皇子皇孫に限ラせら  
 るゝの制なるを説明したるか今攝政ハ女性おても之を任シ玉  
 ふを得るなり例之ヘハ神功皇后の應神帝に於けるか如キともある

へきなり

〔參觀〕 普憲第五十六條荷憲第四十條以下伊憲第十二條以下西  
 憲第五十六條以下

以上陳る所を以テ天皇の章を卒りたり仰き望めは 天は高し 皇  
 ハ尊し我々臣民ハ敬み畏ミ之を奉戴せり去れハ今や願ミ我々  
 臣民カ 聖天子より拜受したる權利義務の如何を攻究するの榮を  
 得んとするも敢テ不倫にはあらざるへし

### 第二章 臣民權利義務

前章ニ於テ我々臣民及我々臣民の子孫の君上たる 天皇の位地及  
 大權に關する條項を規定せらるるを以テ今や相尋テ我々臣民の  
 權利義務を定めらるゝは是亦當然の順序なるへし故ハ此の第二章  
 を置かれたるなり而シテ謹テ按ずるハ本章は三個の目的より成立



つものなり何そや一より日本臣民たるの資格を定めんとするに在り二おは日本臣民の義務を示さんとするに在り三よは日本臣民の権利を明らかおするお在るなり請ふ各條お就きて之を觀ん

第十八條

日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

〔條旨〕

日本臣民の權利義務を明かおせんとするお當り先づ

第一に知るべきは如何なる者か日本の臣民なるやと云ふとなり故にお本章の冒頭たる本條に於て日本臣民の何如なる要件を具ふれり實に日本の臣民と云ひる、や此事は別に法律の定る所に依ると示さきたるなり

本條お「日本臣民タルノ要件」とあるは詳に之を云は、日本臣民たる資格の要件と云ふの義なり

〔餘論〕

日本臣民とは果して何人なるか本條にハ其要件は法律

の定むる所に依るとあり然れば其法律如何と尋れば未だ日本臣民の資格を定められたる法律あるを見ず其法律とは首として將來制定發布せらるべき日本の民法に載せらる、所を逆しめ指すものなるへしと信す然りと雖も這は未來の事なれば今日に於ては何人か日本の臣民たるかの問題は一般の法理に照して之を解くの外あるへからず仍て余輩試に法理お據りて左に少しく此問題に答へん

第一 日本臣民たるの資格は出生に因りて之を得へし 父が日本人なきは出生の地の日本なると外國なるとを問はず其子は日本人たるへし蓋し日本人の子は日本人の血脈を承くると同時に國民の資格をも移さる、ものと見るべきか故あり

第二 日本臣民たるの資格は法律の好意に因りて之を得へし 例之は一たひ日本人たるの資格を失ふたる者か法律に依りて之を

復するとあるへし、或は日本に於て生きたる外國人の子は法律に於て容易く日本人たらしむるか如きともあるへし、又日本人に嫁したる外國の女は明治六年第百三號布告第三項に於ても既に日本人たるの資格を得るものなりと定められたるに將來日本民法を定めらるゝも此事項は不易なるへし

第三 日本臣民たるの資格は歸化に因りて之を得へし 外國人にして日本の民籍を入らんとする者は歸化の規則に依りて之を請さるへかす

第四 日本臣民たるの資格は外國の土地を日本の版圖に入る、に因りて之を得へし 戦争其他條約等に依り外國の版圖を日本國土内に入る、とあるは其土地に住する外國人が日本人の資格を得るは勿論ならん

國民の資格に關する問題ハ此他尙一おして足らずと雖も其は他日の研究に譲るへし

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應ジ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

〔條旨〕 日本臣民たる者は誰を彼きの差別なく文武官及其の他の公務に就くことを得るに於ては同等なり然れども其の公務に就くには法律命令に於て定めたる資格を具へざるへかすとのとなり其資格とは例之へは刑法に依り公權を剝奪せられたる者は官吏となるを得ず故に官吏たらんとせば先づ公權を有せざるへからず公權之を有するも高等官たらんと欲せば高等官の試験を受くるを要す衆議院議員の選舉被選舉人たらん者は直接國稅拾五圓以上を

納めざるへからざるか如し其他列擧するに暇あらず

〔餘論〕 臣民か文武官其の他の公務に就くは多くは臣民の權利に屬すへけれども或は又義務たるの性質あり例之への市町村の名譽職の如きは權利と云ふよりは寧ろ義務を以て公務に就く者なるか如し然れば本條の事項は權利と義務と混淆の性質あるに由り之を第二條に列次せられしものなるへし

本條に就きて一言すへきは凡そ文武の官吏たるの位地は何如なるものなるやと云ふとあり民主を主義とせる過激論者の云ふ所を聞けり政府は元と人民の爲に設けたるものあり故に政府は人民の看護人の如く官吏は人民の奴僕の如しなど、論すれども民主國は姑く措き我國の如き君立國に於ては決して容受すへからざるの暴説なりと云ふへし之を要するに我國に於ては政府は天皇の政府にし

て官吏は天皇の官吏たるの原則を不朽とせざるへからず

〔參觀〕 荷憲第六條伊憲第二十四條西憲第五條澳憲第三條

## 第二十條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

〔條旨〕 本條及ひ次條は臣民の義務と定めたるなり凡そ何れの國何れの時を問はず國民に二つの大義務あり兵役の義務と納税の義務と即ち是れなり若し國民にして兵役に服せずんば以て國家と防衛すへからず若し國民にして租税を納めずんば以て政費を支ふへからず是を二者の大義務たる所以なり而して國民か諸種の權利自由を享有するは即ち此の大義務の報酬なりと云ふを得べきなり本條は日本臣民たる者は徴兵令等の定むる所に從ひ兵役の義務あることを示せるなり

〔參觀〕 獨憲第五十七條以下、普憲第三十四條以下、荷憲第一百七十七條以下、西憲第六條

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

〔條旨〕 本條は日本の臣民たる者は國民の二大義務の一なる納稅の義務あるとを定めたるものにて此義務を履踐するには勿論法律の定めある所に從ふ義にて恣に租稅を徵收せらるゝにはあらずとのとなり但し茲に稅と云へるは廣漠なる意味を包含し國稅の大小より市町村稅の小に至るまで諸種之租稅を指稱するものと知るべし

〔參觀〕 獨憲第三十三條以下乃至第五十八條、普憲第一百一條同第百九條、荷憲第一百七十一條以下

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及ヒ移轉ノ自由ヲ有ス

〔條旨〕 前條にて日本臣民の義務の定まりたり本條より第三十條に至るまでは日本臣民の權利を列擧したるなり而して本條に於ては日本臣民は（第一）居住の自由（第二）移轉の自由を有するを認め、法律に反するとさへなくは日本國中何處の所に何如なる方法を以て居住するも又は移轉するも勝手たるへしとのとなり尤も余輩の考察する所にてハ本條の居住及移轉の自由は實に内國に於てのみならず外國に居住及移轉するの自由をも想定したるものなり何と云へば其文字に毫も制限の意を留めざるを以てなり〔餘論〕 本條は公權又は自然權と稱する内の一なる個人權と云へるを掲けたるなり個人權とは何人よても人は總へて行住坐臥の

進退の自由を有するものにて法律に觸れざる限は行くも歸へるも  
 右するも左するも進退はすへて自分の欲するまゝ、にて他人得て之  
 を妨ぐる能くさる所の自然の權利を指すなり而して個人權の内  
 に最も著しき行爲は居住と移轉とに在るを以て本條は首なるもの  
 を擧げて他を畧したるものと思はる

人の進退の自由を貴重すると否とは國の文野に大關係を有せり營  
 業の自由と云へるとも畢竟進退の自由に根基するなり英人は殊に  
 個人權を貴重し若し進退の自由を害さるる者ありと聞けば上下  
 忽ち沸騰其理否曲直を明らかにせざるは措かざるの風あり此を以  
 て國勢の盛なる彼きの如きに至る驟て亞非利加等の野蠻の人民を  
 見よ所謂弱肉強食にて性命も猶之を輕しとす何ぞ況んや人々の進  
 退の自由を重するとあらんや是を其の野蠻なる所以なり此に由り

て觀きは本條の文外に廣大なる意味を包蓄すと云ふへし

〔參觀〕 普憲第十一條、白憲第七條

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非ラスシテ逮捕

監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

〔條旨〕 本條の前條餘論に示したる個人權の效果とも云ふへし

日本の臣民は人身の自由を有するものなり故に刑事の被告となり  
 て現行犯の場合に於ては司法警察官の職權に依り其の他の場合に  
 於ての檢事又は豫審判事等の命令に依り又は裁判の執行に依り法  
 律上一定の手續を以て或は捕縛され或は監獄に囚となり或は相當  
 官の吟味取調を受け而して相當の處罰を受くるといふ之をあるへく  
 も法律に定めたる手續に依らすは何如なる官署の權を以てするも  
 決して右様の處分を受くるとなきなり

〔參觀〕 普憲第五條、白憲第七條

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判

ヲ受クルノ權ヲ奪ハルヽコトナシ

〔條旨〕 國民の裁判を受くるは亦人身の自由を有効ならしむるの要件なり以て枉曲を伸ふへく以て冤罪を雪ぐへし斯かる必要な裁判を受くるの權は日本臣民が貴賤上下誰彼の差別なく皆な共に有する所なれば法律の規定に依り始審にても終審にても將た大審院にても相當の裁判官に裁判を請求せへく而して此請求を受けたる裁判官は管轄違等の法に違へるものにあらざる以上は私意を以て裁判を拒むは直接にも間接にも決して許さざる所なり請求者は必らず其裁判を受くるの權を奪とるゝとあるへからすとの事あり若し裁判官おして苟も故なく訴訟を受理せざる時は刑法第二

百八十三條に従ひ拒訴の罪に處せらるへし

〔參觀〕 西憲第九條、荷憲第百五十條

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除クノ

外其許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セララル

コトナシ

〔條旨〕 法律に於て公の職務を以て人民の住所に侵入し又は家宅を搜索するを許したる場合あまとも此場合を除くの外は自ら承諾すきは格別なれと然らざれば他より何程の嫌疑を受くる者と雖も已れの住所に侵入せられ諸道具書類等を取調へらるゝ如きとありるへし

〔餘論〕 蓋し住所は一己人の城壁なり住所は人の安靜を眠食して生活の快樂を取る所なり然れば住所の安寧は之を保護せざるへ

かす然るに若し他人容易に家宅を侵入し若くは搜索するを得  
は住所安は正に安くに在りとせんや是を本條を置きて人民の住所  
安を保護するの必要なる所以なり然りと雖も一人の私益私安は以  
て國の公安公益に敵すへかす是を以て人の家宅安は之を侵さ  
るを原則とすれども公益に關する場合は例外にて之を侵すとあり  
治罪法第百八條同第百三十三條同第百五十八條等に載するか如し  
但し許諾を依りて侵入搜索するは眞の例外と云ふへかす何とな  
れば許諾あれば之を侵すと云ふへかすきはなり

〔參觀〕 普憲第六條、白憲第十條、葡憲第百四十五條第六項

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外

信書ノ秘密ヲ侵サルコトナシ

〔條旨〕 信書即ち郵便電信等の書面の秘密を保護するは通信の

自由を貴重するの道なり乃ち日本臣民は何等の場合に於ても他よ  
り信書と侵し開封せざるを原則とす但し亦た公益公安の爲に  
法律に定めたる場合即ち治罪法第百六十九條に於て豫審判事に信  
書を差押して開披するの權を有せしめたる如きの例外なり明治十五  
年第五十九號布告郵便條例第百二十四條に依るに逓信大臣は沒書  
を開封するの權を有すとも這は一旦沒收したる信書なるを以て  
眞の例外と云ふへかするに似たり

〔餘論〕 信書を不侵としたるは誠に至當なり然るとも若し本條  
に背きて私に信書を開封し其の秘密を侵したる者おきは施すに相  
當の處罰を以てせざるへかす然るに我現行法に於ては其の罰則  
あるを見ず余輩は其速に之を設けんと希望するなり

〔參觀〕 白憲第二十二條、荷憲第百五十四條

第二十七條 日本臣民ハ其所有權ヲ侵サル、コトナシ  
公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

〔條旨〕 民事上の權利たる其種類甚だ多しと雖も所有權は諸權利の根本とも云ふべき人民の大權利なるのみならず法律が所有權を保護するの原簿を以て社會の文明の度を測量するを得る程の關係あるものあるを以て茲に其保護の標本を明らかとせん爲め所有權は不可侵なりとの原則を載せらるなり尤公益の必要即ち設例へは掘削と開鑿し又は鐵道と敷設する等の事業と起す時は不得已人民の所有權を侵すとあらんれども是亦私擅に侵すにはあらずして兼て法律が規定しある所に依るとの義あり

本條に法律とあるは今日の所より明治八年第三百三十二號逓公用土地買上規則を除きて外にあるを知らざるなり

單に所有權とあるを以て動産不動産に通ずるは勿論なきとも本條の精神と於ては首として不動産に就て云ふものなり蓋し所有權の最も大切なる關係の不動産にあるを以てなり

〔餘論〕 本條は所有權を貴重するの在るも所有權と貴重するは即ち財産を保護する所以なり蓋し第十九條以下第三十條に至る數條に於て臣民の身體財産及び精神に關する諸權利を確認せしは詔敕より朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言スルとあるに照應せり

所有權は原と人の天性に發するものなきは特に議論と生ずることなきに似たなきとも實は大に議論のある所なり請ふ他日の機會と待ちて之を講せん



〔參照〕 普憲第九條、白憲第十一條及次條、西憲第十條

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

〔條旨〕 本條より第三十條に至る三箇條は精神に屬する自由を保護したるものにて爰には先づ日本臣民は何等の宗教にても自ら是と信する所のものと崇敬するの自由を有すへし尤も宗教の教風行爲にして(一)國の安寧秩序を妨害するか又(二)日本臣民たるの義務に違背するものは之を信仰するを許さずと定めたるなり而して信教の自由は亦公權の一なりとす

〔餘論〕 今日宇内各國に存在せる宗教を觀るに其種類幾百の多きありて互に優劣の差等ありと雖も未だ是を眞實の教法なりと世界に公認せられたるもの有るとなし然るは宗教は人々の信仰を

る所に一任すへきは固より當然にして政府は之を干渉すへきものありと雖も若し其教道宗義の邪惡殘忍なるもの即ち設例へは現今にても亞非利加之中央等の野蠻國に至る人々を殺して神に供する如き邪教ありと開けり斯かる宗教の國の安寧風俗を害するもの亦きは法律を以て之を禁せざるべからず且つ其を我日本は君臣の大義を重すへきの國体亦きは假令他國に於ては敢て公安民俗を妨げずとするも我日本に於て臣民をして 天皇に對する尊敬を失としむるか如き宗教亦きは是亦國安の點に於て之を嚴禁せざるべからず例之は君父を無みする所の宗義是れなり  
本條に安寧秩序を妨くると云ふは宗教の教義に於て確然據る所なるべからず其の臣民たるの義務に背くと云ふか如きも亦然りとす故に愚民か宗義の法會等に付き多衆狂奔するか如き唯其狂奔す

る故を以て公安秩序を害するものと云ふへからす

〔參觀〕 普憲第十二條荷憲第百六十四條白憲第十四條

### 第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作

印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

〔條旨〕 本條も亦た精神に屬する自由にして且つ公權に入るへ

き者とす日本臣民は(一)討論演說(二)書籍の著述(三)書籍

新聞紙雜誌等の出版印行(四)演說等の爲め多衆集會(五)同志

結合と旨とせる社を設くるの自由をさとも法律の取極に違ふへか

らすと云ふに在り而して所謂法律とは現今の所にては集會條例新

聞紙條例出版條例及板權條例を指す義なりと知るへし

爰も結社とあるの政治文學を目的として設くる社を指すものにし

て商業を目的とせる會社の如き之に入らざるへし何となきを商

社の如きは營業の自由に屬して言論出版等の自由と同列に置くへ  
きものにあらず且つ商社の自由は之を本條に確認するの要もあら  
ざきはあり

〔餘論〕 言論著作印行集會及ひ結社の自由に關しては從來議論  
の喧噪なる所なり蓋し此の五つの者の吾人か内も思想する所を外  
に發して他人も通し若くは通せん爲めは集合するの動作として天  
賦の自然に出るものなれば法律を以て之を抑制するは萬不得已の  
場合に限り可及的の五者の自由を伸暢せしめんとは政府に向て望む  
所なれども又一方より云ひ、言論著作等の自由も前條の信教の自  
由等と均しく社會の安寧秩序を妨くる如きに至きは治安の点も於  
て黙過とへかゝる義なるを以て其自由を欲すると同時に之を最  
使用を謹み以て公安を妨くるなきを期するは是亦臣民たる者の最

も注意すべき所なるへし

〔參觀〕 瑞憲第四十五條、澳憲第十三條、葡憲第一百四十五條第三項、  
自憲第十八條同第二十條

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所  
ノ規定ニ從ヒ請願ヲ爲スユトヲ得

〔條旨〕 日本臣民たる者各自の利害に關し行政上の處分に對して請願せんと欲きは固より之を爲すの權を有すれども臣民たるの分を守りて相當の敬禮を怠るへからず且つ別に定めある所の規定に從とざるへからずとの事なり而して所謂規定とは今日の所にては明治十五年第五十八號布告請願規則を措きて他にあるを知らざるなり

〔餘論〕 請願と云ひ上書建白と云ひ共に政府に對して希望を陳

るに在きとも一は私利と目的とし一は公益を精神とし其相同しか  
らざるに更に言ふと嫉とす而して今本條に於て請願の事を云ふて  
建白の事と及とざるの如何との問もあらんか建白の事の言論の中  
に包含すべく且つ立憲政体の國に於ては人民が國政に參與を爲すの  
みならず新聞紙なり演説なり政府に對して言論を進むるの方法甚  
た多きを以て君主獨裁國の如く建白を爲すか如きは極めて稀有な  
るへし

〔參觀〕 荷憲第九條、自憲第二十一條

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變  
ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

〔條旨〕 本章の各條に掲けたる規定は天皇と於ても之を貴重し  
玉ふは無論なれども戰爭又ハ國家の事變とも云ふへき騒動の起り

たる時は是を非常の場合なきは天皇の法律の規定如何に關らす其非常に應ずるの大權を行ひ玉ふとあるへしと云ふに在り而して其戰時又は非常の場合とは蓋し首として戒嚴と宣告せらるる場合を云ふものなり例之の戒嚴令第十四條に依るは司令官の職權を以て郵便電報を閉鎖せらるゝとあらん動産不動産を破壊燬燒せらるゝるともあらん又住居も侵さるゝとあるか如し一人の權利の一國の公安の爲に犠牲となるは勢ひ誠に不得止なり

〔參觀〕 荷憲第百八十七條西憲第八條

### 第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ

紀律ニ抵觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

〔條旨〕 本條は權利を與ふるの意にあらずして軍人の權利を拘束するを目的とせり即ち軍人は順從を以て第一の義務とするもの

なれり一般の人民の如く權利を有するは其資格の許さるる所なる故何等の法律あるに關せず陸海軍の法令又は紀律に觸れざるものに限りて權利自由を有すへしとの謂なり

右にて第二章なる我々臣民の權利義務の條規を陳へ堪れり然きども我々の權利は爾次章に於て其大なるものあらんとす請ふ早く進んで之を檢せん

### 第三章 帝國議會

前章にて國家の大元素たる人に就きての規定は之を終たりたり今や此人が公の爲に如何なる場所に於て如何なる運動を爲すやを知らざるへからず是を本章の設けある所以なり而して其運動の場所を名けて帝國議會と云ふ大日本帝國の臣民等相集りて國事を議する所あるか故なり

本章の第三十三條より第五十四條に至る二十二箇の法條を以て成  
立ち五箇の事と規定するを以て目的とせり一に帝國議會の組織二  
に其職務三に其召集開閉解散停會の事四に其議事規則五に其權限  
即ち是をなす

### 第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成 立ス

〔條旨〕 本條は帝國議會ハ貴族院及ハ衆議院ト云ヘル二院相合  
して成り立つものなるを示したるなり然るハ二院の内の一院の  
みにては帝國議會とならざるや知るべきのみ

〔餘論〕 國會の一院二院の是非に付きては第十八世紀の中頃よ  
りして漸分議論のある所として兩院の歸宿する点は要するに一院  
論者は國會ハ國民の代表者なり而して代表者に二種あるの理なし

と云ひ二院論者は國會を一院と爲す時は立法の事一院の掌握にあ  
りて殆んど無限の權力を有するの弊害ありと云ふに在り然るも  
今日識者の輿論は二院説に在るのみならず實際に於ても世界に名  
たゝる各國の中にて瑞士聯邦の一國を除くの外は現今一院説を採  
用せる國あるを聞かす畢竟今日は理論と實際との兩面より二院制  
の一院制に勝るとして證明するの狀あれハ余輩殊に茲ハ是非の論  
を費さゝるへし況んや我憲法も既に本條に於て二院制を採用した  
るは今更議論を爲すの必要もなし蓋し我大日本帝國の國情に於て  
は國會ハ二院を設けて初めて能く諸種の社會を代表するの組織た  
るを得へし

〔參觀〕 英憲權利法典第四條、米憲第一節第一條、佛憲第二卷第四  
條、獨憲第五條、普憲六十二條、荷憲第七十五條、白憲第二十六條、伊憲第

三條西憲第十三條補憲第十四條澳憲第二編第一條下憲第二十九條  
瑞憲第六十一條

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族  
華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

〔條旨〕 前條本條及び次條は帝國議會の組織を確定したるなり  
而して本條は特ニ貴族院の組織は貴族院令の規則に従ひて皇族華  
族及勅任せらるる者の三種を以てするを示したるなり因て  
少しく貴族院令を按ずるニ其第一條以下ニ據れハ皇族の男子は成  
年に達せらるるは當然議員の資格を有せらるるへし次に華族は公侯  
の二爵を有する向に限り滿二十五歳に達せば是亦別ニ選任せらる  
るを待たず當然議員の資格を有するものなきとも伯子男の爵を有  
する華族ハ當然議員たるの資格を有せず其の同爵の滿二十五歳ハ

達したる者の中ニて同爵總數の五分の一ヲ超過せざる人員を互選  
して當選しふる者は七箇年の任期にて議員ふるへきなり次に勅任  
せらるる議員は如何と云ふに此より二種あり(一)は國家に勳勞  
ある者又は學識ある者の内ニて特ニ勅任せらるる者(二)は各府  
縣に於て土地或は工商業に付多額の直接國税を納むる者十五人中  
一人ヲ互選して勅任せられし者なるへし其詳は該令に就きて之を  
知るへし

〔餘論〕 帝國議會は帝國一体を代表する者なきは帝國ニ在るた  
けの各種族は何れも各個又は各代表者を議員たらしむるは理に於  
て宜しく然るへきなり又國會は種殊の知識經驗を集むるを要する  
の点より考るも各種族を議員に擧げて洩さるると望まざるを得ず  
去すきは我貴族院を組織するに上の皇族より下の豪農鉅商に至る

の各族を以てせらる、は洵に其要を得たるものと云ふへし

〔參觀〕 米憲第一條第三節、佛憲第二卷第二十條、荷憲第七十八條

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セ

ラレタル議員ヲ以テ組織ス

〔條旨〕 衆議院は公選の議員を以て組織す即ち其議員は貴族院に於けるか如く當然其資格を有するにもあらず又勅選せらるゝもあらずして全く選舉法に載せたる規則を従ひ之を公選するものなり依て又少しく衆議院議員選舉法を按ずるに議員の總數は三百名ありて當分北海道、沖繩縣及び小笠原嶋を除きて之を三府四十二縣に割付けて各府縣下の一定の選舉區より之を選出するの制なり而して選舉人の(一)日本臣民の男子あして満二十五歳以上の者(二)選舉人名簿調製の期日より前満一年以上其府縣内に於て本

籍を定め住居し仍引續き住居する者(三)選舉人名簿調製の期日より前満一年以上其府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むる者たるの三資格を具へ被選人の(一)日本臣民の男子あして満三十歳以上の者(二)選舉人名簿調製の期日より前満一年以上其選舉府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むる者たるの二資格を備ふべきものとす之を外にして瘋癲白痴の者身代限の處分を受け負債の義務を免れざる者公權を剝奪又ハ停止せらるし者禁錮の刑に處せられ満期の後又は赦免の後満三年を経ざる者等の選舉人とも被選人ともなる能ざるの定めなり其他の選舉法に就きて之を知悉すへし

〔餘論〕 右に陳へたる所を以て日本帝國の代議士を公選するもの制限選舉法を採りしものなることを知るへし抑々制限選舉普通選

舉の可否に就ての復た大に議論の在る所なきとも這は選舉法に於て討議すべき事なるを以て茲には省畧すへし唯一言せんとするは各國の憲法は大概みな現に制限選舉法を採用せりと云ふと是なり蓋し國民は若干の財産を有して或る額の租税を納むる義務を負ふ者にあらざれば國事を思ふの心自ら薄し國事を思ふの心薄き輩は國會の議員を選舉するに適せずと云へる輿論の結果たり

〔參觀〕 米憲第一條第二節佛憲第二卷第三十四條以下獨憲第二十條以下荷憲第七十六條白憲第四十七條

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

〔條旨〕 帝國議會は既に貴族院及び衆議院なる二個の異なる元素より成立つものと定め各院共其代表する所を別にし且つ

各議員の資格を得るの順序も相同しからずして到底二者をして相對立せしむるの法意なるを以て一時に兩院の議員たるを得べきものにあらずとするなり此事たる殊に一箇條として掲ぐるを要せざるに似たきとも思慮の乏しき選舉人の或は貴族院の議員に勅選せられたる者と重ねて衆議院の議員に選舉するや如きなきを保せず苟も斯うるとありては大に議員の選舉手續を亂るう故なるへし

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

〔條旨〕 本條以下第四十條に至る四箇條は帝國議會の職掌を定めたるなり而して本條の先の帝國議會の職掌は法律の議決を討議するに在るを以て法律は必らず皆帝國議會の協力賛成を経さるへうと示したるなり

〔餘論〕 本條の天皇の章の第五條及び第八條の後項と照應して



憲法の基礎民權の骨子とも云ふべき大箇條たり又我々臣民か前章に於て得たる權利自由の擔保たり何となきは住居移轉の自由と云ひ家宅安と云ひ所有權と云ひ及び言論著作印行集會及び結社の自由と云ひ公安公益の爲めに幾若の制限を法律に受けざるへからざるに若し之と制限するの法律を設くるに臣民の參與議決するとなくは權利なり自由なり畢竟是を空中の樓閣秋天の浮雲に異ならずるか故なり

余輩復た他の一面より考るに本條の我々臣民の權利自由の擔保なきは之れ無くんのあるへからずと雖も之れ有るは既に充分にして此上の望みはあらずるなり余輩は本法第六十四條を據り國家の收支豫算を議決するの權を得るものにて此のみにても我々か本法發布前の身分に比せば随分多量の獲得あるに加之に本條立法權に

協賛するを以てす豈亦此他に望むべきものあらんや立憲政治の先進ある英獨荷白等の立君國の人民と雖も此より多くの權利と有せざるなり此より美麗なる憲法と持たざるなり嗚呼我々日本臣民の參政の權も亦實に天晴なりと謂ふへし余輩は讀者か本條を讀むに及て滿面に無量の喜色を帶ひ坐るに今上の聖恩聖徳の優渥なるに感激するを目前に之を看るか如くに思ふなり

〔參觀〕 獨憲第五條普憲第六十四條荷憲第六十九條白憲第二十六條伊憲第十條

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律按テ議決シ及各法律按テ提出スルコトヲ得

〔條旨〕 前條に於て法律は帝國議會の協賛を経るを要するとの原則を置きたるを以て本條に於て其適用を示し即ち貴族院衆議

院は政府より差出さる、法律の草案を議決するものなきとも或り又各院自ら法律案を立て、之を議決し政府へ差出すの職權を有すと云ふに在り

〔餘論〕 法律案と云ふて單に法律と云ふるものは未だ議會の議決を経なきのなり縱使ひ議會の議決を経るも未だ之を法律と云ふを得ず何となきは未だ天皇の之を裁可し玉とさるものなればなり之を約言せんに法律案を議決するは議會の特權なり之を裁可して眞に法律たらしむるは即ち天皇の大權なり

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

〔條旨〕 兩院の一に於て否決したる法律案は復た重ねて提出すべからざるにはあらざれども少くも次會を待ちて再提出すべく同

會期に於てすべからざるなり

〔餘論〕 兩院の一に於て否決したる法律案は他の一院に於て可決するも到底議會の議決とならざるか故に兩議院の一に於て否決したる法律案は一旦廢案となるなり而して一旦廢案となるも時勢物情の變遷あり議員の所見亦必ずしも同一なるを得ざるに因り再度提出して議決せらるゝとなきあらず然れども斯かる議決は之を若干の歳月を経過したる後に期せざるべからず而して若し之同會期中に提出せり審判徒爲に屬するのみならず或は場合に依りて議會を愚弄する如くにも見へ甚だ穩當ならざるとあらん是れ本條の欲せざる所なり

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得

サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス  
 「條旨」 本條は兩議院各自法律又は其他一般の政務に付き政府に建議を爲すことを得るとも採否は政府の權内なり而して政府に於て之を採納せざる時は同會期中に再ひ之を建議するを得すと云ふに在り議會にして法律上等に意見あは之を政府に建議するは當然の權利なり義務なり而して同會期中に再ひ建議することを得ざるの理由は畧前條の法律按を同會期中に再ひ提出すへからざるとに就きて述べたるに同じ其他別に云ふべきとあし

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

「條旨」 本條以下第四十五條に至る各條は帝國議會の召集開閉會解散及び停會の事を規定しざるなり而して本條は帝國議會は通常毎年一度開會するの定めなることを示せるなり

〔餘論〕 歐米に於ては國に依り或ハ隔年に或は三年毎に國會を召集するの制もあはと此の如く會期の遠隔なるは政務を遲滯するの因たると往々にして之れありと云ふ去れば毎年一回通常會を開くは甚だ適當の制度にして何れの國も大概皆然り

〔參觀〕 獨憲第十三條普憲第七十六條荷憲第九十五條自憲第七十條西憲第二十六條

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

「條旨」 帝國議會の三箇月を以て一定の會期とし通常此の期限を超過するを得ざれとも不得止要用ありて三箇月内ハ議了する能ざる場合に於ては勅命を以て相當の延期を與へらるゝともあるへ

〔餘論〕 會議の延期は勅命あるふあふされり爲す能はず而して其の之を與ふるや實際に於ては大概常に議會が議決して奏上するに由るものなるへし斯く會期の事を嚴重よしするは或り空論に馳せて議決を遷延し或り優柔緩漫にして政務を妨ぐる等の弊害を豫防するふ出てゐるなり

〔參觀〕 普憲第七十六條以下、荷憲第九十五條、白憲第七十條、同第七十二條

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ  
臨時會ノ定期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル  
〔條旨〕 法律を設くる等の爲め臨時至急に議會を開くべき必要

あれの通常會を外にして臨時會を開かるゝとあるへし而して此場合に於て會議の期日と定むるの勅命を以てせざるゝの義なり

〔餘論〕 臨時會の度數は別ニ定めなし故又緊急の必要あれの何時にても召集せられべきなれとも議會の召集は輕易にあふざるを以て數すべきとあらず又一年一回の必ず常會の召集もあれの臨時會を數するの要用なかるへし

帝國議會を召集するの天皇の大權に屬すると第七條に依りて明白なり故又臨時會も亦た政府の緊急なる必要に際し勅命を以て之を召集せらるゝの義なるの更な言を待たざるなり

〔參觀〕 普憲第七十六條、荷憲第九十五條、白憲第七十條、丁憲第二十條、瑞憲第七十五條

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ

兩院同時ニ之ヲ行フヘシ  
衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停  
會セラルヘシ

〔條旨〕 帝國議會の開閉會延期及び停會は同時に行とるべく而して衆議院解散を命せられたる時其れと同時に貴族院の停會せらるへしとのとあり蓋し前にも言ひし如く帝國議會の兩議院合して初めて成立とるか故に其一を缺く時は帝國議會にあらず去すれ其開閉會等を同時に行ひ又ハ衆議院を解散する時は貴族院を停會するハ皆な帝國議會の性質に於て然らざるへからざる由りてなり

〔餘論〕 帝國議會の開閉停會及び衆議院の解散等の第七條に掲げたる如く天皇の勅命に出るものなり而して開閉會の事に就きて

は別に云ふべきものなし惟停會も衆議院解散との何きの場合も命せらるゝものなるかと問ふ者あるは衆議院法第三十三條に依れば政府は何時よりとも十五日以内か於て議院の停會を命ずることを得とあるのまよして停會の一定の場合を示さず思ふ政府の議會に議案を提出するの要務あるものかれは多くは議案の調製又其の變更の爲め若くは政府委員の支障に因り停會を命せらるゝなるへし若し衆議院の解散は其の一定の場合を示さるへきまあるべきは其規定なきは當然なり強て之を求むべきは衆議院の議員に不穩當の言行あれば是れ解散を命せらるゝの場合なるへしと云はんのま  
〔參觀〕 獨憲第十三條普憲第七十七條荷憲第九十八條同第九十九條伊憲第四十八條

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ

以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

〔條旨〕 勅命を以て衆議院を解散せしめらるる時は又勅命を以て更ニ議員を選舉せしめらるるへし而して新議員の召集は遅くとも解散の日より五箇月を越ゆるとなき義なり

〔餘論〕 帝國議會は帝國の立法機關にして此憲法と與に萬世不滅なるへし而して衆議院の解散起るも國民の代議士は決して廢するを得ざるを以て人民をして速に新議員を選出せしめ以て更に國議ヲ從事せしむるは立憲政治の常觀なり

衆議院の解散は其議員ハ不穩當の言行ある場合ハ生起する事變なり而して固より是れ國家の吉祥にあらず上下共に避け得べきは之を避けざるへかかず代議士たる者は必ず言せん正論譏議斃を

て而して後已まんと政府は又必ず云はん不法の激論放言を制止するなくんは國家の秩序安寧を維持すへからすと余輩ハ孰も之を非難せざるのみならず孰れに對しても同意を表せんと欲する者なり余輩は唯代議士の政府に對するも政府の代議士に對するも常に公安の二字を眼界より失とせんとを希ふのみ余輩ハ兩者又望むに理屈の妙よりは寧ろ手心の妙を示さんとを以てせんと欲するなり

〔參觀〕 丁憲第二十二條 壞憲第二編第十九條 自憲第七十一條 普憲第五十一條

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス  
〔條旨〕 貴族院衆議院の孰も於て各院を組織する議員の總

数の三分の一以上か出席するに非れば會議を開きて議決を爲すと  
を得ざるなり例之は我衆議院は三百の議員より組織するものなれ  
は其三分の一即ち百人以上の議員か出席するに非ざれば會議と開く  
も其効あかるへし

〔餘論〕 凡そ議事は多數の人の意見を経て決定せらるゝを要と  
す故に議事を重する時は随ふて出席議員の定限數を多くせざるへ  
からす即ち種々の法律規則に於て或の議員三分の二（三十人の總  
數あれば二十人なりとす以下倣之）以上或は五分の三以上或は過  
半數の出席を要すと云へる例のあるか如し要之の議員總數の過半  
數以上の出席を要するは議事の通則なるか如し然るに本條に於て  
は出席議員の定限數を普通よりも低度とし即ち三分の一以上を以  
て議事を開くに足れりとしざるの抑々何の故なるか議事の重大な

らざるに因るか其議せる所は法律按に非ざるの則ち國家の歲出歲  
入の豫算なり議事の重大なる何そ之に加るものあらんや然れん其  
議決の直に執行せらるゝものにあらずして法律の天皇の裁可を経  
されば法律の効を有せざるを以て議會の議事に精密を盡さるも  
敢て憂へるに足らざるか故なりと云はんか果して此の如くんは議  
會は幾んど無用の長物なれば寧ろ之を設けざるに如かずと云ふに  
至らん是豈憲法の意ならんや然れば本條に於て兩議院は各々其の  
總議員三分の一以上の出席を以て議事を開き議決を爲すに足るり  
とせしは果して何の意なるか余輩は信す是を一には各議院の總議  
員は數百の大數なるを以て其三分の一以上の出席を得り以て國事  
を議するに敢て不足の人員にあらず又二は各議院の總議員の此  
の如きの大數なるを以て若し其過半數又は五分の三以上の出席を

るに非ざるは議決を爲すを得ずとせば則ち出席員の不足なるに因りて數、休會を爲し政務を進捗せざるの恐あるを以てなりと然りと雖も歐洲各立憲國の憲法に於ては國會の總議員の過半數か出席せされぬ開會するを得ずと定めざるを通例とするなきは我憲法も於て本條の如く定めらるるの少しく異例あるに似たり

〔參觀〕 普憲第八十條伊憲第五十三條丁憲第六十一條瑞憲第七十六條

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

〔條旨〕 貴族院衆議院の議事は孰れも出席員の過半數の同意を以て可否を決す例之の出席員百人なりとせば五十人以上の同意を以て決議の數とす過半數を上らざるの説の總へて消滅とす但し可

否同數なる時は議長の意見に依りて決するなり

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公會ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

〔條旨〕 第四十六條より本條に至る三箇條の帝國議會の議事規則を定めざるあり而して本條の貴族衆議兩院の會議は孰れも公開し民衆の來聽を許すを本則とすとも政府の要求に依り又其の院の決議に依りては例外として秘密開議とし傍聽を禁ずるとも爲し得るの義なり

〔餘論〕 本條の制の何きの立憲國の憲法に於ても大概同一軌に出てより而して貴族衆議各院の會議の果して何きの場合に公開を停めて秘密會とするかと問ふに議院法第三十七條同第三十八條を按ずるに政府より秘密會議の要求ありたる時の議院の必らず之



に應じて公開を停むべきもの、如し次に議長の發議に依り又は議員十人以上の要求に依り秘密會議を爲さんと欲する時は議長は直に傍聽人を退去せしめ別に討論を用ひずして即座に可否の決を取らざるべきものとす、今又會議は何の故に秘密と爲すやと云ひ、この議事の公安公益又ハ其風俗に關し公然討論を爲すの不可なるものあるに由りてあり

〔參觀〕 普憲第七十九條、荷憲第九十六條、白憲第三十三條、伊憲第五十二條

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

〔條旨〕 本條以下第五十三條までは貴族衆議兩院の權限を示せるなり而して本條は兩議院をして各々直接に天皇陛下に上奏するを得せしむるなり

〔餘論〕 議會ハ直接ハ天皇の立法權に協賛して國事に參與するの機關にして内閣の下に位するものにあらず、本條の上奏の權を與へざるは至當なり但し其上奏を爲すは固より最も鄭重なふざるへかゝす乃ち議院法第五十一條及次條に於て各議院に於て上奏の動議ある時ハ三十人以上の大數が賛成するに非ざるは議題と爲すを得ず而して正しく議決して上奏せんとする時は文書に認め奉呈し又は議長を總代とし謁見を請ひて其文書を奉呈すると之を得と定めらるは上奏に鄭重をらしむるが爲めなり、之を要するに本條以下に於て帝國議會は何程の權力を有するものなるかに深く留意せざるべからず

〔參觀〕 普憲第八十一條、荷憲第一百十條、同第一百十三條、西憲第三十五條

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ提出スル請願書ヲ受クル  
コトヲ得

〔條旨〕 本條は國民は貴族衆議院の孰きに向ても請願書を提出せるの權を有するを示しざるなり是れ國民が法律に反しざる政務の處分を受けたりと思惟するか又ハ法律に遵由するに堪へざるとある場合に於て必要なる言路の門戸なるへし

〔餘論〕 國民は請願書を兩議院に提出するを得るも自ら直接に提出するを得るの謂にあらすして必らず其代議士ト托して之を差出すべきものなり是れ已色の代議士ある以上は其手を経るは順序於て相當なれなり普魯西伊太利白耳義等の憲法の制皆自然らざるはなし諸議院法第六十二條以下を察するに各議院に於て議員の紹介を依りて人民の請願書を受取きは先づ請願委員を設けて

之を審査せしむ而して其請願書或は皇室に對して不敬の語を用ひ或は政府若くは議院に對して侮辱の語を用ひたる等にて其規程に合はざるものと認むる時は議長は紹介の議員を経て之を却下すへし若し之を審査して規程を反するとなくは次に請願委員は請願文書表に其要領を登錄して一週間一度之を議院に報告すへし次に各議院の請願委員が特別の報告を以て要求するか又は議員三十人以上の要求ある時其請願事件を會議に附すへし次に會議に於て可決したる時其請願書に議院の意見を附し之を政府に送達し時宜に依りては政府の報告を求むるを得るの順序なりとす

〔參觀〕 普憲第八十一條伊憲第五十七條白憲第四十三條

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ  
ノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

〔條旨〕 兩議院は各自其内部の整理上に必要なる諸規則を設くるの權あり尤も此の憲法及び議院法に載せざる規程に觸るゝものを設くるを得すと云ふの義なり凡そ法律は議會の自由に放任すべからずと思惟する事項に就きて規則を設けざるべからずと雖も其の他の事は議會の自由と以て便利に内規を設くるとを得せしむるは普通の手續として別云ふべきとなし

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラレヘシ  
〔條旨〕 貴族衆議兩院の孰れの議員たるを論せず凡そ議院に於て發言したる意見又は決定は即ち其議員たる職掌に出るものある

を以て院内に於ては兎も角も院外に於て之れか責を負ふとあるべからず尤も其議員が議院に於て發言したる意見と院外に於て自ら演説し又は出版し又は筆記して人々與へ又は其の外何の方法に依るも之を公にする時は是を議員の職掌と出るにあらずして其一個んたるの業爲あると以て集會條例出版條例新聞條例等の一般の法律に依り處分せらるべしとの義なり

〔餘論〕 法律を設け收支の豫算を立るの國家の利害の大關係を有する所なれば各議員をして肝膽を打ち披きて充分に所見を陳へしめ知て言をさるは不忠なりと云へる語の適用を討論に盡さるべからず而して議員として充分の所見に討論を盡さしむるに其言論の院外無責任なりとして陳述に顧慮する所をからしめざるべからず然る時は或は堂々政府の舉措を攻撃し或は官吏の處置を非

難し或は法律の得喪を痛議するとあるへしと雖も是を其職掌の當然に出るものなきは固より毫も妨げあるとなきのみならず立憲政治に於ける國議は此の如くにして初めて其効用を呈せるなり  
 議院に於てする討議の敢て忌諱を憚らす願望の煩なきを要すとは云へば是き素より無制限なるの謂にはあふざるなり所見と吐露するは充分なるへしと雖も相當の禮儀と紀律とを紊るを得ざるなり若し議員にして人に對して禮儀を紊り紀律を守らざるあつて則議院法の規定に照し相當の懲罰を蒙らしめたる、は當然のとなり唯余輩は將來我帝國議會の兩院の貴重なる議員の位地を占る程の人物には斯かる無作法の事はなかるへしと想像し且つ其の之をききを希望するのみ

〔參觀〕 澳憲第十六條、葡憲第二十五條、西憲第四十條、伊憲第五十

一條、白憲第四十四條、荷憲第九十二條、普憲第八十四條

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關シ罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ヲクシテ逮捕セラレ、コトナシ

〔條旨〕 兩議院の議員にして刑事上の罪と犯すも其所屬の院の許諾なくんば檢事司法警察官等と雖も其會期中之を捕縛するの權を有せざるを本則とす尤も(一)現行犯罪及び(二)内亂外患に關る罪は迅速の取調を要するものなるか故に議院の承諾なくも之を捕るとを得るの義なり

〔條論〕 本條は實に帝國議會の重きを示すものなるへし何となきは凡そ罪惡を糾治するは司法の職權なり然るに議會は罪惡を糾治せんと欲する司法警察官等の職務にも對抗するると得ざるなり

蓋し議會は法律と協賛するを以て職任とせる國家の大機關なきは之れに相應の權力と有せしめざるへからず且つ一方より云ひ、會期中或る議員を缺きては忽ち議事に差間を生ずるか如き場合もあらん是を現行犯又は内亂外患に關する罪の如き訊糾を猶豫しかたき事件の外は議院の承諾なくんは其の議員を逮捕することを許さずと定めたる所以なり丁抹の憲法の如きは上下兩院は侵すべからざるものとし若し兩院の安全自由を害するものあきば反逆罪なりとの規則を設くるに至きり

兩議院に於て其議員に通常の犯罪ある故を以て逮捕を請求する者あるに遇ふも其議員に格別の要務あるか或は其要務無きも其被告事件の性質に於て殊に議員の資格を汚すと云ふに足らず且つや別に至急の糾問を要するものにもあらずと認むる時兩議院は會期中

其逮捕を許諾せざるへし

議院に於ては其會期中本條の權を有する議なるを以て會期中にてあきば其逮捕を要せらるる議員の院内にあると否とに由りて其權義に異同を生ずるの理ありたるなり

〔參觀〕 丁憲第四十三條、壞憲第十六條、補憲第二十六條、西憲第四十一條、白憲第四十五條、普憲第八十四條

### 第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

〔條旨〕 本條は單獨の條にして國務大臣及び政府委員の議會に對する職權と定めたるなり即ち國務大臣又は議會に就きての政府の委員は要用と思量せば何時にても貴族院又は衆議院へ出席し且つ意見を陳るの權を有すべく議院は之を拒むとを得ざるなり

〔餘論〕 政府は帝國議會へ提出する法律又は歳計豫算の議案を調製するの職務あるのとならず國務大臣は天皇を補佐し奉りて大政の責に任する者なきは何時にても議院に出席して議案を説明し意見を陳述するの權を有するは誠に至當なり然れども國務大臣及び政府委員と共に議員にあらざるを以て議決に加ふるの權を有せざるは勿論なるへし

〔參觀〕 伊憲第六十六條 舊憲第四十七條

右にて第三の章なる帝國議會に關する條規を解釋し畢より

### 第四章 國務大臣及樞密顧問

前章お於て立法事業の協賛と目的とせる帝國議會の職務權限を定められたると以て本章に於ては政府最高等の官吏たる國務大臣及び樞密顧問の職任を示さんとす

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ補弼シ其ノ責ニ任ス  
凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

〔字義〕 弼いたすと訓す補弼は猶ほ補佐と云ふか如くたすけたそくるの義なり

〔條旨〕 國務各大臣の職掌は天皇が統治の大權を擧げ行ひ玉ふを補弼し奉るに在りて政務の成敗を以て其責任とすべく而して法律勅令を始とし其他總へて國務に關する詔勅は常々國務大臣の承認する所たるを表明せん爲め其名義を副へ職するを必要とするの義なり

國務大臣と云へるは内閣總理大臣と始とし其の他國務の一部を分掌する所の各省の大臣を指稱するなり而して法律勅令等に副署す

るの各大臣常々悉く皆然るにはあらず内閣總理大臣は其の總理大臣たるの性質に於て必ず常に副署すへしと雖も他の諸大臣は國政の全体に渉る事の外は各々其分掌の國務に係る件の法律等にの副署するものなるへし

〔餘論〕 本條の詔敕は「朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク」と宣ひたるに照應し而して第三條の「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるは密接の關係を有せり蓋し天皇は神聖なり既に神聖あるを以て統治の權を總攬し政務を行ひ玉ふも無責任にして固より尊貴を侵し奉るを得ざるなり然り而して若し政務に過失あれは是を天皇を補弼し奉るの職務なる國務大臣の爲なり國務大臣は上は天皇に對し奉り下は國民に對し宜しく之れが責に任し過失の大小に應じて其の進退を決せざるへかたずし

其を國務大臣に負こしむるに既に政務の責任を以てせらる然れば天皇の法律勅令等と被し玉ふや必つ先づ國務大臣をして之を承認せしめ則ち之に副署を爲さしめ玉ふは洵に當然の政規なりと申すへし  
夫を天皇は無責任なり故に政府に何なる變動あるも皇室の常に泰然として富岳と俱に高く國家其禍を受くるとなきなり知るへし本條は亦た立君國に於て吃緊の必要ある大箇條なるを

〔參觀〕 自憲第六十四條伊憲第六十七條

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ  
天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

〔條旨〕 本條は樞密顧問の職務を示すに在り樞密顧問の職務は樞密院官制に規定せる如くにして要するに天皇の御諮詢に對し意

見を上奏し其の他重要の國務を審議するに在りとの義なり  
 「餘論」 法律勅令其他國務に關する詔勅等の利害得失を討究するは獨り樞密顧問に限らず國務大臣も亦た其の天皇を補助し奉るの職に於て詳々其當否を考査するは勿論なきとも國務大臣は首として行政の要衝に當り百般の事務に繁劇なきは勢ひ法律按等を精究するの暇あらざるを常とす故に此等の職務に専任するべき樞密顧問を設けらるゝの必要あるなり且夫内閣大臣の進退の事の如き天皇は樞密顧問を措きて他に適當たる御下問の官を見出し玉とざるへし皇室内に關するとも亦然りとす  
 右にて國務大臣及び樞密顧問の章をも畢れり

第五章 司法

前章よて立法行政に關する國務は大凡之を規定せしむべきは今本章に於ては司法の定則を置かんと欲するなり

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

「條旨」 本條ハ司法權の執行裁判所の構成を定むるを目的とし即ち司法權ハ天皇の御名義を以て法律の定むる所に從ひ裁判所に於て行ふ尤も其裁判所の組立方などは別の法律にて取定めらるべきとのとなり

「餘論」 司法權は行政權の一部にして法律を解釋し及び之を適用すると以て其職務とするなり  
 司法權は天皇の御名義を以て裁判所にて之を行ふと云へるは是れ何の謂なるかと尋るに是を全く司法權の獨立を表彰するものなり



蓋し司法裁判の事たる人身の安固と財産の保全と衛護すると以て其目的其職掌とするに在りて人民の安危の係る所なき其位地を鞏固ならしめざるへかたす而して其位地を鞏固ならしむるに司法權を全く行政權と獨立せしめ行政權の得て左右する所たらしめざるより先きなるいなし今本條に於て司法權は天皇の御名義を以て裁判所が行ふものあるの原則を定めたる以上、則ち司法權を行ふは主權者の直接の活動にして行政權と相對峙するものかれは其位地の全く獨立不遜なるや更に言を嫉たさるなり

裁判所の構成の如きも別段に法律を以て之を定むるものとして敢て行政權の支配を爲さしめざるは是れ又司法裁判の獨立の基礎を確然たらしむるの意に外ならざるなり

然れとも茲に一論すへきものあり何ろや他なし本條の「天皇ノ名

ニ於テ」と云へるは即ち天皇の御名代にてと云ふの文義と相違なしと雖も其精神は是れ民法上の一般の代理の意を以て觀るべきにあらず單に司法裁判は天皇の主權の直接なる作業にして行政權に屬するものにあらずとを示すの語なりと解せざるへかたす若し然らずして之を普通の代理の意味と解する時は裁判官は即ち天皇の御名代なり既に天皇の御名代をば裁判官に對する特別の敬禮法をも設けざるへかたす又裁判官の爲したる判決を非難するに不當なり不法なりと云ふの語を用ふる如き即ち天皇陛下に對して不敬罪を犯す者なりと論せざるへかたさるか如き支吾を生ずへし本條の意茲にあらざるなり

〔參觀〕 普憲第八十六條、荷憲第四百十五條、同第四百十六條、伊憲第六十八條、西憲第七十條、荷憲第一百十八條、奧憲第五篇第一條

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者  
ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ  
職ヲ免セラルヽコトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

〔條旨〕 本條ハ裁判官の選任法及び免職の場合を定めたる者に  
して之を分ちて三項とす（第一項）裁判官は法律又學識經驗等の  
資格の條件を定め置きて其を合格の者を採用すへし（第二項）  
裁判官ハ刑法上の犯罪に依りて刑の言渡を受くるか又ハ他の不都  
合に依り懲戒の處分に由り免職せらるゝハ格別なれと其他は政府  
より免職せらるゝとなかるへし（第三項）其の懲戒と云へるも政  
府の見込に從ふにはあらず兼て法律を以て其の條規を定め置くへ

しと云の意なり

〔餘論〕 前條に於て司法の獨立を得せしめられたれとも若し司法官  
其人を得ざるハ獨立と云ふは名の之にして其實なきに至らん然れ  
は何人にてても用て裁判官とすへきにあらず法律の學識あり裁判の  
經驗あり勉強にして公平なる等の資格を具へ而して法律の解釋適  
用と誤るとなき者にして初めて裁判官の任を授くへきなり故に其  
資格は之ヲ法律に定むるの要用あり且夫を裁判官は權利自由身体  
財産の保護者なるヲ以て其心事常に公平無私剛毅清廉にして政府  
の威權にも屈せず政黨の勢力にも抑せらるゝす其の他種々の私情の  
關係に節を亂すとなく惟法律と終始せざるへからず而して其れを  
して眞に此の如き德義を有せしむるには其位地を鞏固にして職務  
の外亦他に顧る所なきか如くなくしめざるへからず是れ裁判官は

刑法の宣告又は懲戒の處分の外其職務を免せらるゝとなきを保するの必要なる所以なり但し其懲戒の處分に觸るるは如何なる場合に在るかを法律に於て明示すべきは是を亦必要のとなりとす

〔參觀〕 澳憲第五篇第六條葡憲第二百十條同次條西憲第六十八條

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩

序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

〔條旨〕 本條は裁判は公開なるべしとの原則を確認したるなり即ち裁判は其對審の取調の際も又裁判言渡の際も其も公開して人民の來聽を隨意ならしむるを本則とす尤も國の安寧秩序又は風俗を害するの恐ある場合は格別にて對審だけは秘密に行ふとあるべ

し此場合の事柄に依り法律に明記する所もあきと仮令ひ法律の明文なしと雖も裁判所の見込にて定むるとも許されたるなり但し裁判の言渡は必ず之を公開すべしとの義なり

〔餘論〕 裁判の公開は人民の權利を保護するの道なり法廷の公明を示すの法なり人民の權利を保護するの道なり何となきは公開なれば則裁判官の一層精密且つ公平を取調又ハ判決を爲さるるへかゝるきはなり法廷の公明を示すの法なり何となきは公開なれば則人民は種々の疑惑を容る謂れなき妄想を起すの患なかるべし然りと雖も公開にして却て公安又は風俗を害するか如きとあるは之を秘密にする亦不得已なり蓋し此場合に於ては公開の利は其害を償ふに足らざるはなり

〔參見〕 普憲第九十三條、荷憲第百五十六條、伊憲第七十二條  
第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

〔條旨〕 裁判所に特別の設置ありて特別の事件を裁判す而して其裁判所に屬すべきものは別段の法律を以て之を定むるなり

〔餘論〕 事件が普通のものなほは則ち之を普通の裁判所にて裁判するを得べきも事件の性質が特別なれば勢ひ之を特別の裁判所に附せざるを得ず陸海軍の軍法會議、海事裁判所又は將來我日本にも設けらるべき職工裁判所等を指すものなり

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訟訴ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受

理スルノ限ニ在ラス

〔條旨〕 行政官廳の法律に違へる處分に依り權利を傷害せしむたりと云へる訴訟にして別段の法律を以て行政裁判所ニ屬すべきものと定めたる事件ならしめは司法裁判所は之を受理するの權限なかるへしとの義なり

〔餘論〕 本條は司法權を制限するものなほとも其之を制限するは即ち亦其獨立を確めるか爲めなり蓋し學理に於ては司法を行政の中お合すれとも施政の實際に於ては司法と行政とを各別に組織し互に相對して獨立せしむるを要するの何れの立憲國に於ても皆然りとす而して兩者の差異果して何如と云ふも司法は終始法律を以て目的とし職務を行ふに外ならざるも行政は敢て法律の外に立つ能とざるの勿論なるも法律の範圍を出てされは自由の活動を

爲して社會事物の進歩改良をも圖るものなり司法行政の區別ある其れ此の如し而して兩者互に相對して成立し司法は唯法律を支配せざるを以て行政の干渉を容れざるに等しく行政も亦敢て司法の關係を受くへからず故に若し人民にして行政官廳の違法の處分に由り權利を傷害せざるなりとする時の行政權に屬する所の行政裁判所に出訴すへし司法裁判所に出訴あるも之を受理すへからざるなり但し我邦未だ行政裁判所の設けあらざるも本條の規定ある以上は憲法實施の日までには必ず之を設けざるものなるへし

〔參觀〕 丁憲第七十一條、換憲第五篇第十四條、同第十五條、荷憲第三百四十八條

右にて司法の章を講究し了れり

## 第六章 會計

立法、行政及び司法の事は業既に五つの章と重ねて其行動の區域を定められたるも、備之をして圓滑の行動を爲さしむる者は第一會計にあり、仍て茲に國家の會計に關する根則を定めざるへからず、是を本章の設けある所以なり

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ  
但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ  
〔字義〕 率はのりと訓す故に稅率とは稅則と云ふに同し又稅率とは例之は所得稅に就て云ふに所得金三百圓より千圓までを指す

得百分の一を納むへしと定むれば所得百分の一と云ふは即ち税率なり去れば率は又額の意に解するも可なり

〔條旨〕 本條は租税及び手数料等の事を規定するにありて三事と載せり(一)新に租税を設けて人民に課し又は既に課したる租税の額を高低するは帝國議會の協賛を経る所の法律を以て之を定む(二)尤も報償(俗語にて云く、謝儀の意なり)に屬する行政上の手数料などの收納金は殊も法律を以て定むる限にあらず併し(三)租税あらずとも帝國の公債を募り又は支出の豫算に掲げたるものにあらずして國庫の負擔とあるべき契約を爲せば畢竟租税の徴收に大關係ある事柄なるを以て必も帝國議會の協賛を経へしと云ふの義なり  
報償に屬する手数料とは設例へは板權登錄の○手○數○料○又○は○代○言○免○許○

料の如きものなり  
國庫の負擔となるべき契約との例への某港を築き又は某道を開けり政府若干年間毎年若干の補助金を下渡すへしと云ふか如き類なるへし

〔餘論〕 前に第二十一條に於て日本臣民は納税の義務あることを知り而して其義務は法律の定むる所に従ふべきものなるを辨し又第五條及び第三十七條に於て法律を設くるには帝國議會の協賛を経らるべき定規なるをも會得せり然るは本條に所謂新に租税と課し又は税率を變更し又は國債を起し及び豫算に載せざる國庫の負擔等のみな帝國議會の協賛を経べきの勿論當然のことなり但報償に屬する手数料等の如き其性質租税にあらず且つ其人民の權利に關すると殊も大かゝるを以て帝國議會の協賛を経るの要

なしとせるよあらん歟

第六十三條 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徴收ス

〔條旨〕 現行の租税は現在の國用を支ふるに必要な額あるを以て將來法律を設けて之を改正せば其法律に従ふべきの無論なきとも苟も然らざる以上は何時までも舊法に依り徴收せらるへしとの義なり此事たる別に本條を設けて規定すると要せざるか如くなれども前條の意味合もあれば若し誤解する者ありて此憲法實施の日に至れば現行の租税は悉く皆舊法律を制定して改正せらるべきものと思惟せんおは或の意外の混雜を生せんも測るへかたざるを以て本條を茲に置くに至りしものなるへし夫れ納税は臣民の義務あり新法を以て改正せざる限は舊に依りて其徴收に應ずるは敢て

云ふまでもおけん

第六十四條 國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

〔條旨〕 國家會計の出入は毎年豫算を立て、帝國議會の承諾を経へざるものとす而して後日及び(一)豫算の項目中豫算の額よりも超過したる支出あるか又は(二)豫算の項目に載せざる所の支出を生したる時の何れも帝國議會の承諾を求むべきものとす〔餘論〕 本條の帝國議會として國家の經濟に參與するの權を有せしめざるものにして第三十七條の「凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス」とあるお匹敵するの大法條たり蓋し會計の最も權

力の在る所なるを以て帝國議會の權力の實際に最も盛なるの首として本條の適用に在るとなるへし

會計法第一章第一條に據るに會計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日よ終るの制なり即ち明治二十四年の會計年度の同年四月一日より明治二十五年三月三十一日よ至りて終るか如し然れん明治二十四年度の出入豫算は明治二十三年に開かるへき帝國議會へ提出せらる、順序あるへし

茲に一問題と云ふは豫算の款項は超過し又は豫算の外に生じたる支出の後日に至り即ち次會の帝國議會へ報告して承諾を求むるの制にして經濟に參與する權利を議會へ與へざる以上の斯く制定せらざるへからざるの義なり而して此場合に於て議會は豫算外なるも眞に當然の支出なりと認めて承諾せし毫も云ふへきとあしと

雖も若し議會か之を不當の支出なりとして承諾せざる時の如何すへきかと云ふんは議會か承諾せざるも議事の追ふへからずとの諺の如く既に爲したる事は之を奈何ともすへからざるなり故も其不承諾の効は唯た主務大臣の過失と問ふて進退を決せしむるの一事あるのみ

〔參觀〕 米憲第一條第八節、獨憲第六十九條、普憲第九十九條以下、荷憲第百二十條、西憲第七十四條、澳憲第三篇第三條

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

〔條旨〕 歳出歳入の豫算は先づ最初に衆議院に提出し其議決を経て然る後ち貴族院に差出すへしとのとなり

〔餘論〕 議院法第五十三條に依るに凡そ政府の議按を附するは兩議院の内何れと先よするも便宜に依る義にして定則なきものな



るは獨り會計の豫算に限りて先づ衆議院に附すべしと定めしむるは、如し抑々是れ何事の立憲國に於ても皆不然らざるべきもの、如し抑々是れ何の故あるや他なし會計の豫算は最も議論の集まる所にして利害の關係も甚だ大なり而して其利害の關係を有する人民の大多數を代表するの衆議院に在るの最も能く討究を盡くして精密の決議を爲すも又衆議院に在るべし故に第一に其の協賛を経るを以て緊要とせしなり

〔參觀〕 荷憲第二百二十條、丁憲第四十八條

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

〔條旨〕 皇室の經費ハ今日定まりたる額を毎年國庫より支弁す

へく而して將來其増加を要せるとあるの帝國議會をして其得失を議決せしめらるべきも其他の議會の干與する限にあらざるべし

〔餘論〕 皇室ハ御一人の私室にあらずして日本の皇室なり皇室經費は則ち君主の位地に附着せる内外に對する諸式諸禮の執行に要する所あり然るは則ち之を帝國の國庫より支出するハ萬言ふを族たる義なり然るに若し其定額をも他の國費と同じく毎年議會の討論に附せらるべしとせば或ハ皇室の尊嚴を顧みずして經費の増減を議し臣民さるの分に於て甚だ然るべからざるの義なりと以て將來増額を求めらる、場合の外は議會の議題に入らざると定めらるしものにて洵に適當の制なりと云ふべし

〔參觀〕 荷憲第二十七條以下、西憲第四十八條

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法

律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

〔條旨〕 帝國議會ハ歳出の廢除又ハ削減を議決すると得るものなれども（一）憲法に載せたる天皇の大權に基きて既に定めたる歳出（二）法律の結果よ由る所の歳出（三）法律上政府の義務ハ屬する歳出ハ何れも政府の同意を得ざるは格別苟も然らざる以上の帝國議會の議決を以て之を廢除し若クハ削減を爲すを得ざるなり〔餘論〕 本條は帝國議會の議決權を制限したる者なり第一に設例は天皇は本法第九條に依り行政各部の官制及文武官の俸給を定め又ハ第十二條に依り陸海軍の編制を定むるの大權を有し玉へり斯の如き大權に基きて既に定めたる事柄の歳出の如き第二に

設例へは公債募集の法律を執行する時は其結果として募集の費用を要するか如き第三には又設例へは鐵道條例を設けて私設鐵道の收益に對し政府が若干の補助金を與ふるとを定めたる時は其補助金を與ふるは法律上政府の義務に屬する歳出なるか如き凡そ此等の歳出は國家の政務上よ於て通常動かすへからざるの要あるを以て帝國議會の意見よ於て右歳出を廢棄し又は修正せんとせば必ず先づ政府の同意を得ざるへからす而して政府の同意を得ずんハ之を認むるのよにて決して廢除削減を爲すと得ると定めたるなり蓋し國家の歳入歳入は必ずそ帝國議會の協賛を経へく而して其の協賛の議決は政府之を施行せざるへからす若し帝國議會をして常に穩當適正の議決を爲すものならしめば敢て本條の如き制限を置くの要用あらざるへしと雖も國會の議論必ずしも中正のものよあ

はす國會の議論必はす中正のものにあはざるも而かも其議決は大凡皆之を施行せざるへかたすとせば本法に於て幾分か議會の議決權を制限するの國家の大政上亦不得止の法規ありと云ふへし

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

〔條旨〕 收支の豫算は年々之を議會の會議に附するを本則とすまとも政府は於て特別に要用なる理由あれば數年の年限を限りて各年の支費を一度に議決し置かしむる事項もあり得へし是れ亦た政務の利便を得せしめんとするに在るの事

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

〔條旨〕 避けんと欲するも得て避くへからざる事の爲に豫算に不足を生ずるとあらん或は豫算に費目を置かざる事柄にして必要の費用を生ずるとあらん仍て此等の需要に應ずるに妨げなかつん爲に毎年豫備費を設けて帝國議會をして議決せしめ置くへしとの謂なり蓋し人に疾病災厄等の起りて臨時の費用ある如く國家にも亦た戦争内亂又は天變地異の非常ありて意外の支出を要するとあれの本條も亦必須の規定なりと云ふへし

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ形情ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ敕命ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出

シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

〔條旨〕 本條ハ非常例外の財政處分を示したるものなり即ち公共の安全を保持する爲め猶豫しかたき至急の要用ある場合ニ於て（首として内亂外患の起る時を指すものあるか）帝國議會を召集せんと欲するも其時の内外の事情ニ因りて之を召集する能はざる時は政府は勅令に依りて財政上必要の處分（一時の國債を起すの類）と爲るを得へし尤も斯かる處分を爲したる時は其次の通常會期ニ於ては必ず帝國議會に其處分を提出して其承諾を求むるを要すへしとの義なり而して若し議會に於て承諾を爲さざる時は如何すへしかと云ふに其の前に第六十四條の後項ニ就て陳へし所に同しかるへし

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セヌ又ハ豫算

成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行ス  
ヘシ

〔條旨〕 本條も一の非常の場合に應ずるの規定なり若し（一）帝國議會に於て何かの事情ニ依りて收支の豫算を議定せざるか又は議會ニ於て討議の未決と取るも豫算按の成立を告ぐるに至らばして會計年度に移り變は政府は前年度の豫算に照し收支を爲すを得へしと云ふに在り

〔餘論〕 國家の政務と一日も廢すへからざると共に一日も會計の收支を止むるを得ざるの義なれば本條の規定も實に不得止ものと云ふへし

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ  
検査確定シ政府ハ其検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ

提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

〔條旨〕 國家の歳出入の豫算を定むるは前に掲けたる手續に由る議亦きとも偕て其會計年度の終りたる時は政府は其歳出入の決算を爲すへし而して會計検査院ハ其正否を検査し確定すへきと以て政府ハ其検査確定の報告書ハ決算書ト添へて帝國議會に提出し承認を求むるものなり但し會計検査院は如何なる組立方なるか及ひ其職權の如何は別の法律にて定むとの義なり

〔餘論〕 帝國議會は前に收支の豫算を議決したるものなきとも豫算ハ即ち決算にあらす然きハ收支の決算は又別に之を調査して議會に提出し以て其承認を受くるハ當然なり但し會計法第十六條を按ざるハ政府ハ會計検査院の検査を経て帝國議會に提出する前

年度の總決算ハ總豫算ト俱に差出すの定なり

右にて會計の章も考察したり

第七章 補則

第一より第六に至る各章に於て立法行政司法會計の各要件を確定したれども今何きの章にも屬せざるとにして本法に掲げおかさるへからざるものあり因て本章を置きて之を示さんとするなり

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アリ

ルトキハ勅命ヲ以テ議按テ帝國議會ノ議ニ附スヘシ此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非ラサレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

〔條旨〕 本條は此憲法改正の場合を豫想したるものあり今後此の憲法の或る箇條を改正せらるべき必要あらは改正の議按ハ天皇の勅命にて之を發し帝國議會に附し可否を論議せしめらるへし而して貴族衆議兩院に於てハ各々其總議員の三分の二（三百人の總員なきは即ち二百人）以上の出席あるに非れば會議を開くことを得ず且つ改正の議決ハ出席議員の三分の二以上ハ同意するに非ざるは爲す能くすとのとなり

〔餘論〕 本條は詔勅に「將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至テハ朕及朕カ繼承ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外」云々とあるに連通せるものにして憲法改正の要件を確定したるなり夫を憲法は國家の根本法なきは之を改正せんは實

ハ國家の一大事たり宜しく鄭重に加ふるに鄭重を以てせざるへからず是を以て本條は三個の点に於て憲法の改正を容易ならざらしめたり（一点）憲法改正の發議權は天皇の特有し玉ふ所にして其必要を慮し玉と、勅命を以て議按を帝國議會に附し玉ふへし帝國議會は一般の法律に就きては發議權を有すとも憲法に對しては有せず（二）兩議院は通常其總員の三分の一以上ハ出席せざるは議事を開くことを得るは第四十六條に規定あるか如し然るに憲法改正を議する時ハ兩院各々其總員の三分の二以上の出席を要すへし（三）又兩議院の議事の通常出席員過半数の同意を以て決するものなるに第四十七條に示さる、か如し然るに憲法改正會議に於ては出席議員三分の二以上の多数を得るに非ざるは改正の議決を爲すことを得ざるなり余輩は之を至當の制なりと云ふの外なし。

〔參觀〕 獨憲第七十八條、普憲第一百十八條、荷憲第一百九十六條以下、  
葡憲第四百十條以下

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ  
要セス皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコ  
トヲ得ス

〔條旨〕 皇室典範を改正するとあるも帝國議會は之れに參與す  
へきものみならず其代りも皇室典範を改正すればとて此の憲法の  
條規を變更する加如き改正を爲すとを得ざるなり

〔餘論〕 皇室典範は皇室の内規にして一般の法律にあらず故に  
帝國議會の參與を要すへきにあらず皇室典範第六十二條に依れば  
其改正又は増補は皇族會議及び樞密顧問の諮詢を経て之を勅定せ  
らるゝの制ありと知らる今又皇室典範は皇室の内規たるは其改正

の故を以て憲法に影響を及ぼし其條規を變更するか如きとあるを  
得ざるなり

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變  
更スルコトヲ得ス

〔條旨〕 憲法及び皇室典範を改變するは天皇の親裁に在るべき  
大事なり然るに攝政は設令ひ天皇の御名代として天皇の大權を行  
ふものなるも所謂御名代たるに過ぎざるは天皇の御親政の日にあ  
らざれば右等の改變を爲すを得ず攝政は之を爲すの權なしと定め  
らるるなり蓋し亦其事の重大なるを以ての故なり

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用非タル  
ニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵  
由ノ効力ヲ有ス

2820  
87  
35964

歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ  
第六十七條ノ例ニ依ル

「條旨」 法律規則命令其他名義の何たるに論なく總へて此の憲

法の條規ニ相觸をさる所の現行の法令は之を廢せざる限は順以守

るべき効力を有するなり且つ歲出の上ニ於て政府の義務たるべき

現在の契約又は命令も第六十七條の例に依り政府の同意なくん

帝國議會も之を廢除削減するを得べからざるの謂なり

〔餘論〕 此憲法を施行せらるれいどで從前行を來りし法律規

則命令等を擧げて一朝悉く咸な無効とするか如き激變を

にあらす又爾かせざるへかゝさるの道理もあるとなし是

設けある所以なり

帝國憲法解義終

百四十二



明治二十二年三月四日印刷  
同 四日出版

定價金三十拾錢

著作兼  
發行者

廣嶋縣平民

山崎 惠純

京都府上京區第三拾組橋町  
十三番戶寄留

印刷者

京都府平民

山鹿 福三郎

京都府上京區第廿八組場之町  
三十三番戶點林堂



版權所有

發行所

斯馨館

京都押小路通麩屋町西入

百四十三



諸府縣大賣捌所

京都東洞院三條上ル

同 烏丸佛光寺東へ入

同 河原町二條下ル

同 寺町通五條上ル

同 寺町通松原下ル

大坂心齋橋東へ入

同 備後町四丁目三番地

同 心齋橋博勞町南入

廣嶋縣廣嶋大手町壹丁目

和歌山縣和歌山北町

德嶋縣德嶋中通二丁目

福嶋縣福嶋本通八丁目

村上勤兵衛

東枝律書房

大黒屋書舖

飯田信文堂

改進堂

博聞分社

岡島支店

平井新聞舖

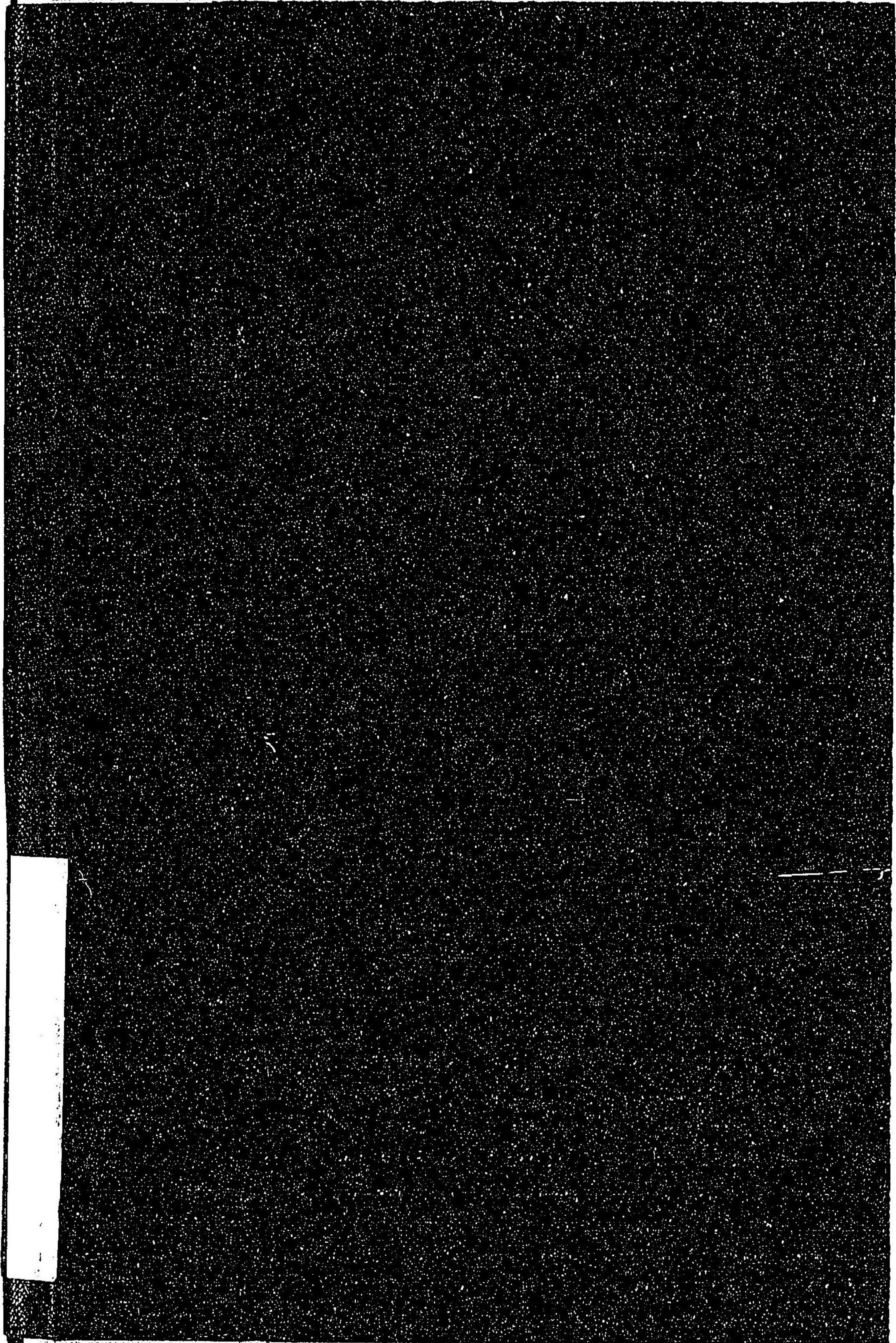
早速社書房

津田源兵衛

阪井萬吉

博向堂





1

特 16

268

帝国宪法解義

山崎惠純

国立国会図書館

031740-000-0

特16-268

帝国宪法解義

山崎 惠純 / 著

M22

BBE-0367

